

第3次宇土市

男女共同参画推進計画

～ひと(男女)・まち・みらい輝きプラン～

平成31年3月

宇土市

はじめに

近年の社会情勢は、人口減少や少子高齢化の進展、家族形態、雇用形態の多様化など、急速に変化しております。このような状況に対応し、豊かで活力ある社会を築くためには、男女がお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠となっております。



本市では、平成15年に「宇土市男女共同参画推進計画」、平成23年に「第2次宇土市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、平成29年11月に実施した市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識に同感しない人が6割を超えながらも、実態としては、掃除や食事の支度、洗濯などの家事を妻が主に分担している家族が7割を超えるなど、まだまだ多くの課題が存在することが分かっています。

また、国においては、将来の労働力不足が懸念される中、女性の活躍が喫緊の課題であるとして、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。

このような社会情勢の変化、市民意識調査等の結果、国・県の動向などを踏まえ、第3次宇土市男女共同参画推進計画（平成31年度～平成38年（2026年）度）を策定しました。

男女共同参画社会を実現するためには、市民・事業所・各種団体の皆様と連携し、本計画の着実な推進を図ることが重要であると考えておりますので、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に御審議いただいた宇土市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査等を通じて御協力いただいた市民の皆様及び関係者の方々に、心から厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

宇土市長 元松 茂樹

【目次】

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	5
(1) 宇土市男女共同参画推進計画	5
(2) 宇土市女性活躍推進計画	5
(3) 宇土市DV対策基本計画	5
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
(1) 宇土市男女共同参画に関する意識調査の実施	6
(2) 宇土市男女共同参画審議会における審議	6
第2章 男女を取り巻く社会情勢の変化	7
1 国・県・宇土市の動き	9
(1) 国の動き	9
(2) 県の動き	11
(3) 宇土市の動き	12
2 統計から見る宇土市の現状	13
(1) 少子高齢化の進展	13
(2) 家族形態の多様化	16
(3) 経済状況及び就業構造の変化	17
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 計画の基本目標	21
2 計画の重点目標	21
3 計画の基本視点	22
(1) 子どもにとっての男女共同参画	22
(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	22
(3) 防災・災害復興対策における男女共同参画の促進	22
(4) 男性にとっての男女共同参画	23
(5) 地域活動における男女共同参画の促進	23
(6) 宇土市が一丸となった、男女共同参画への取組	23

4	計画の体系	24
第4章	重点目標ごとの現状と課題	27
重点目標1	あらゆる分野における女性の活躍推進	29
	(1) あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大	29
	(2) 就業や雇用分野における男女共同参画の推進	32
	(3) 農林水産業・商工業等における男女共同参画の推進	34
	(4) 地域社会における男女共同参画の推進	35
	(5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	37
	(6) 家庭における男女共同参画の推進	41
重点目標2	男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	44
	(1) 意識改革のための広報・啓発活動の推進	44
	(2) 多様な選択を可能にする学校教育・家庭教育・生涯学習の推進	46
	(3) 国際理解と国際交流の推進	50
重点目標3	安全・安心な暮らしの実現	52
	(1) 女性・子どもに対するあらゆる暴力の防止・根絶	52
	(2) 生涯を通じた男女の健康支援	57
	(3) 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	59
	(4) 女性視点を反映した地域の防災力向上	61
重点目標4	推進体制の充実・連携強化	64
	(1) 計画の推進体制の充実	64
	(2) 庁内各課の役割の強化	64
	(3) 市民と事業者、行政の連携及び協働で取り組む男女共同参画	65
第5章	管理指標と数値目標	67
1	管理指標と数値目標一覧表	69
参考資料		71
1	男女共同参画社会基本法	73
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	76
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	82
4	熊本県男女共同参画推進条例	87
5	宇土市男女共同参画推進条例	90
6	男女共同参画に関する世界・国・熊本県・宇土市の動き	92
7	宇土市男女共同参画審議会委員名簿	98
8	計画策定経緯	99

第1章 計画の概要

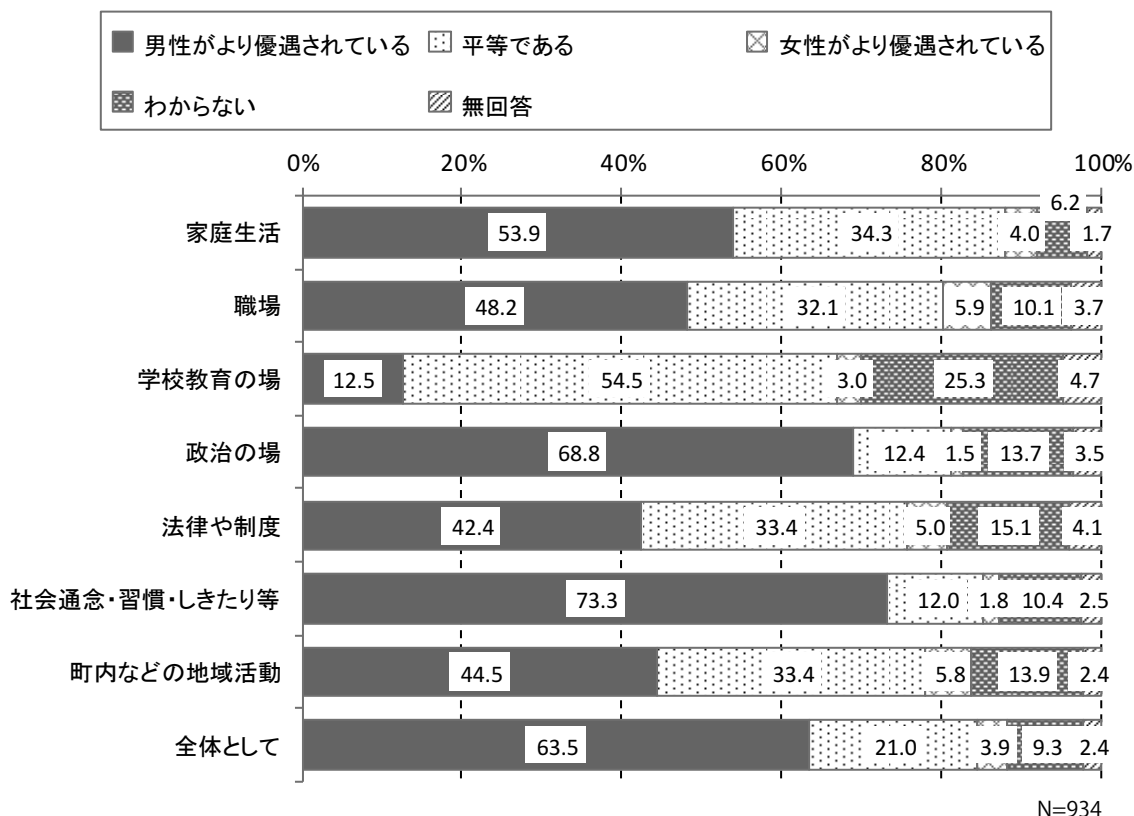
1 計画策定の趣旨

本市では、平成15年3月に「宇土市男女共同参画推進計画」を策定し、平成16年7月1日には「宇土市男女共同参画推進条例」を制定しました。平成23年3月には、平成30年度を目標年度とする、「第2次宇土市男女共同参画推進計画～ひと(男女)・まち・みらい輝きプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

市民意識調査によると、男女共同参画に関する意識について、「社会通念・習慣・しきたり等」「政治の場」「家庭生活」においては、男性がより優遇されていると感じる人の割合が半数を超えており、「全体として」も、平等であると回答した人の割合が21.0%に過ぎないなど、本市においても、男女共同参画の実現に向けて解決しなければならない課題が数多く存在していることがうかがえます（図表1参照）。

図表 1 社会の各分野における男女の平等感



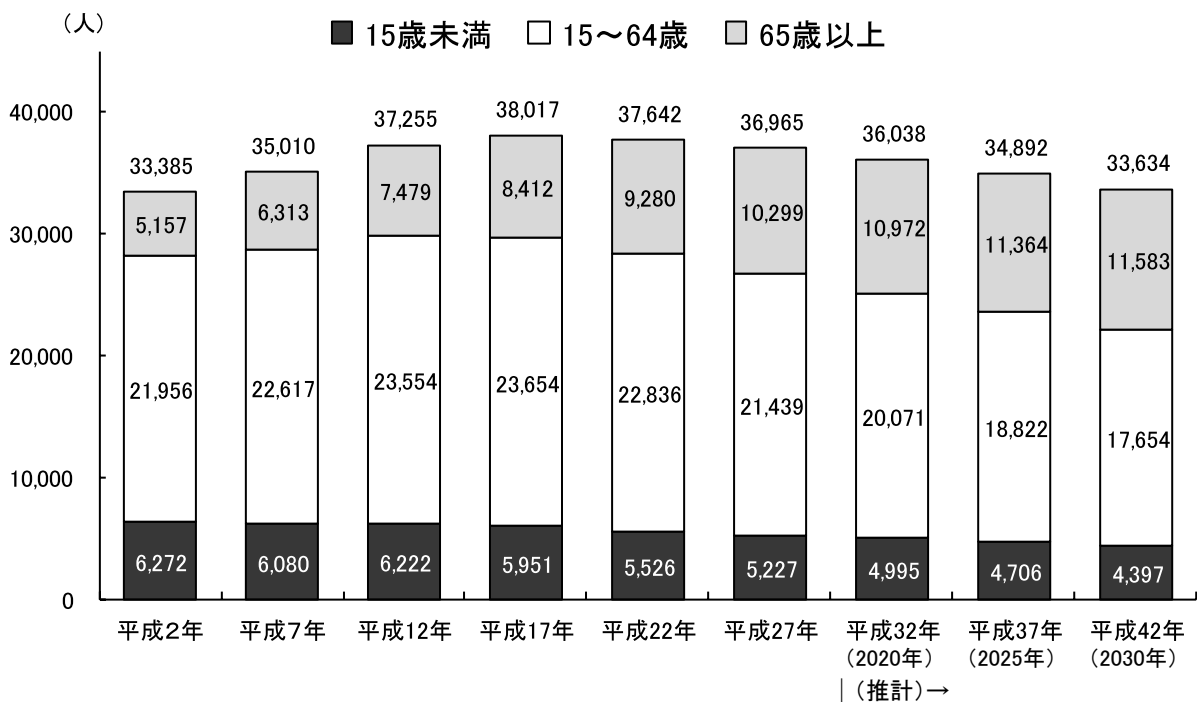
資料：市民意識調査（平成30年3月）

今後、急速な人口減少による労働力不足が懸念されるなか、国民ニーズの多様化やグローバル化等に対応できる豊かで活力ある社会の実現のため、平成 27 年 9 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行されました。

平成 27 年 10 月に策定した「宇土市人口ビジョン」によると、今後も本市の生産年齢人口は減少することが推計されており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、平成 42 年（2030 年）には、平成 27 年に比べて 9 % 程度の人口減少が見込まれています（図表 2 参照）。

今後も、様々な分野で女性が活躍することが一層期待されているところです。

図表 2 年齢 3 区分別人口の推移



資料：国勢調査

各年 10 月 1 日現在

※ 年齢 3 区分別人口には年齢不詳を含んでいないため、各区分人口の和と総人口は一致しないことがある。

※ 平成 32 年（2020 年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による。

また、配偶者等からの暴力は、個人の尊厳を傷つけ、男女共同参画社会の実現を阻害するものであり、その根絶に向けて引き続き取り組むべき重要な課題です。

この度、前計画の期間が平成 30 年度で終了することから、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するため、「第 3 次宇土市男女共同参画推進計画～ひと(男女)・まち・みらい輝きプラン～」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

(1) 宇土市男女共同参画推進計画

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、宇土市における男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施を目的とするものです。

(2) 宇土市女性活躍推進計画

本計画には、女性の職業生活における活躍の推進に係る取組を含んでおり、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(市町村女性活躍推進計画)を包含した計画と位置づけます。

(3) 宇土市DV対策基本計画

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく基本計画(市町村DV対策基本計画)としても位置づけ、施策を一体的に推進することとします。

本計画の策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「第4次熊本県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、「第6次宇土市総合計画」(平成31年度～平成38年(2026年)度)をはじめとする各種計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

この計画は、平成31年度を初年度とする8か年計画とします。ただし、計画期間中に生じる社会経済状況の変化や各施策の進捗状況、平成34年(2022年)度を実施する市民意識調査の結果によって、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定体制

(1) 宇土市男女共同参画に関する意識調査の実施

本計画の策定に先立ち、市民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、「宇土市男女共同参画に関する市民意識調査、市内中学生アンケート及び市内事業所実態調査」(以下「意識調査」という。)を実施しました。

図表 3 意識調査の実施概要

調査対象	<ul style="list-style-type: none">● 市内在住の満 18 歳～75 歳までの男女 2,000 人 (無作為抽出)● 宇土市内に本店を置く 199 事業所● 宇土市内 3 中学校の中学 3 年生 320 人
調査方法	<ul style="list-style-type: none">● 郵送による配布・回収 (一般市民)● 郵送による配布・回収 (事業所)● 学校を通じた配布・回収 (中学生)
調査期間	平成 29 年 11 月～12 月
回収結果	<ul style="list-style-type: none">● 有効回収数：934 件 / 有効回収率：46.7% (一般市民)● 有効回収数：95 件 / 有効回収率：47.7% (事業所)● 有効回収数：293 件 / 有効回収率：91.6% (中学生)

(2) 宇土市男女共同参画審議会における審議

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係行政機関の職員、社会活動団体の代表、公募の委員で構成する「宇土市男女共同参画審議会」において、必要な事項について審議を行いました。

なお、本計画は女性活躍推進計画を包含するため、宇土市男女共同参画審議会は、その計画案を協議する「宇土市女性活躍推進協議会」(女性活躍推進法第 23 条)としても位置づけました。

第2章 男女を取り巻く社会情勢の変化

1 国・県・宇土市の動き

(1) 国の動き

① 「次世代育成支援対策推進法」改正

平成 26 年 4 月に改正法が成立し、平成 37 年（2025 年）3 月 31 日まで法律の有効期限が 10 年延長されました。今回の改正により、次世代育成支援対策の実施状況が特に優良な事業者に対する特例認定制度が創設されました。

② 「育児・介護休業法」改正

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業、育児休業を取得しやすくなるように、法改正が行われ、平成 29 年 1 月 1 日に施行されました。介護休業の分割取得、介護休暇の取得単位の柔軟化、有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和、いわゆるマタハラ¹、パタハラ²などの防止措置の新設などが盛り込まれています。

平成 29 年 10 月、最長 2 歳まで育児休業が取得可能、事業主は妊娠等をしている労働者に育児休業等の制度を個別周知や育児目的の休暇を与えるための措置を講ずるよう努めることなどの改正がありました。

③ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的として、被害者の相談や一時保護、裁判所が発する接近禁止命令・退去命令などについて定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が平成 25 年 7 月に改正され、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及び被害者も保護の対象として改められました。

¹ マタニティ・ハラスメントの略。働く女性の妊娠・出産・育児をきっかけに、職場の上司や同僚などが行う嫌がらせ等。

² パタニティ・ハラスメントの略。男性が育児参加を通じて自らの父性を発揮することに対し、職場の上司や同僚などが行う嫌がらせ等。

④ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正

ストーカー被害の相談を受けながら凶悪な事件を防ぐことができなかったことを教訓とし、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、平成 25 年 10 月から施行されました。この改正により、「電子メールの連続送信」をつきまとい行為に追加、被害者の住所地だけでなく、加害者の住所地などの警察も警告や禁止命令を出せるようになりました。

さらに、平成 29 年 1 月、同法の改正法案が施行され、規制対象行為の拡大、罰則・罰金の強化、緊急時においては、警告なしに公安委員会が禁止命令を出すことが可能になりました。

⑤ 「女性活躍推進法」制定

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的とし、国、地方自治体、企業の責務を定めた「女性活躍推進法」が平成 27 年 8 月に制定されました。事業主に対しては、雇用する女性労働者の職業生活を家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に努めることとしています。また、国や地方公共団体、労働者 301 人以上の民間事業主は女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情について分析し、定量的目標や取組等を記載した「事業主行動計画」の策定・公表等が義務付けられました。

⑥ 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成 37 年（2025 年）度末までの「基本的な考え方」並びに平成 32 年（2020 年）度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第 4 次男女共同参画基本計画」が平成 27 年 12 月に策定されました。

(2) 県の動き

① 「第4次熊本県男女共同参画計画」策定

男女共同参画社会基本法第14条及び熊本県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づいた、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画として、平成28年3月、「第4次熊本県男女共同参画計画」が策定されました。

② 「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」策定

「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」が平成26年3月に策定されました。

③ 「熊本県女性の社会参画加速化会議」設置

女性の活躍を更に加速化させるため、企業トップセミナーや女性経営参画塾、女性の起業セミナーなどさまざまな事業を進めるために、平成26年8月、県内の経済界をはじめとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置しました。

④ 「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定

女性の社会参画を加速化するうえでの課題である「男女の固定的性別役割分担意識」、「出産・育児に伴う女性の退職」、「役員・管理職への登用の低さ」などに対応し、『熊本が変わる』ため、『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成27年2月に策定しました。

(3) 宇土市の動き

① 「第5次総合計画後期基本計画」見直し

平成23年度～平成30年度までの8年間を計画期間とする「第5次宇土市総合計画」を策定し、将来像「みんなでつくろう元気な宇土市!」の実現に向け、まちづくりの各種施策に取り組んできました。

平成30年度は最終年度にあたるため、本計画と同時期に計画を見直し、「第6次総合計画」を策定します。本計画の策定にあたっては、「第6次総合計画」と整合性を図ることに留意しました。

② 「宇土市子ども・子育て支援事業計画」策定

家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向け、子育て支援を推進するために、平成27年3月に「宇土市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

③ 「宇土市人口ビジョン」及び「宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定

平成27年10月、本市の人口減少の抑制と地域活力の向上に向け、平成27年度から5年間の「宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。基本目標の一つである「みんなで育む! ～若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える～」のため、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいます。

④ 「宇土市特定事業主行動計画」策定

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、宇土市、宇土市議会、宇土市選挙管理委員会、宇土市代表監査委員、宇土市農業委員会、宇土市教育委員会が策定する行動計画として、「宇土市特定事業主行動計画～仕事と育児の両立を目指して～」を平成28年3月に策定しました。

⑤ 「宇土市男女共同参画に関する意識調査」実施

市民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、平成29年11月～12月に18～75歳の市民、市内事業所、市内中学生を対象とした意識調査を実施しました。

2 統計から見る宇土市の現状

(1) 少子高齢化の進展

本市における年齢3区分別人口の推移を見ると、15歳未満の年少人口が減少を続けているのに対し、65歳以上の老年人口は増加を続けていることが分かります(図表4, 図表5参照)。

また、本市の合計特殊出生率³(ベイズ推定値)は、平成5年～平成9年までは減少傾向にあったものの、以降は横ばいで推移しており、また、県に比べても概ね高い値で推移しています。しかしながら、平成20年～平成24年は平成15年～平成19年(1.55)と比べて若干上昇したものの、県と同水準である1.61にとどまっており、人口維持に必要な人口置換水準(2.07)を大きく下回る状態が続いています(図表6参照)。

人口ピラミッド(図表7)を見ても分かるように、現在、最も人口の多い65～69歳が今後、順次後期高齢者となるため、本市において、後期高齢者の割合が急速に進行することが予想されます。

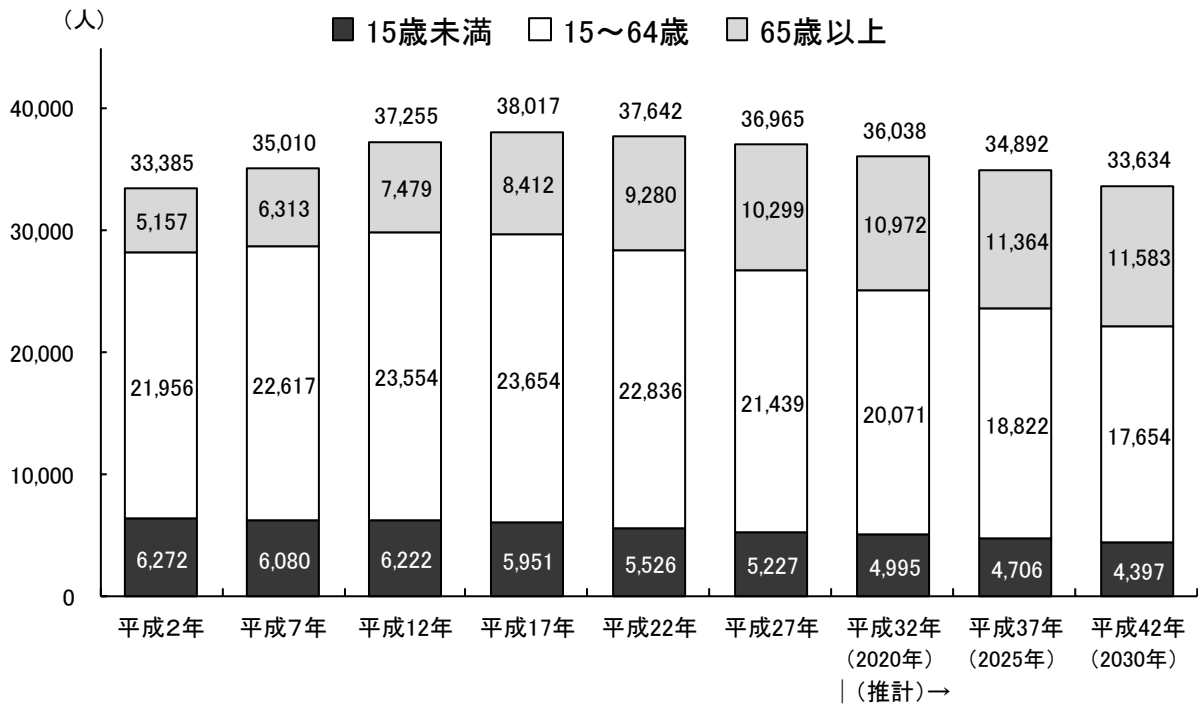
少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少による経済成長の衰退、要介護高齢者の増加と年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増など、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

少子化は、子育てに対する漠然とした不安や仕事と育児の両立の難しさ、子育てや教育に係る経済的負担など、多くの要因が複雑に作用するなかで個人の人生設計が制約を受け、進行しているという現実があります。その中で、家庭生活での男女間の役割分担の偏りを原因とした、子育てに対する孤独感も無視することはできません。

女性の活躍推進や男女のワーク・ライフ・バランスの促進など、既存の子育て支援施策のみならず、結婚や子育てなどの人生の節目・転換期に対応した長期的な視点に立った生活設計や、個人の望む人生設計が実現できるような施策の展開が求められています。

³ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子ども数に相当するとされる。

図表 4 年齢3区分別人口の推移（再掲）

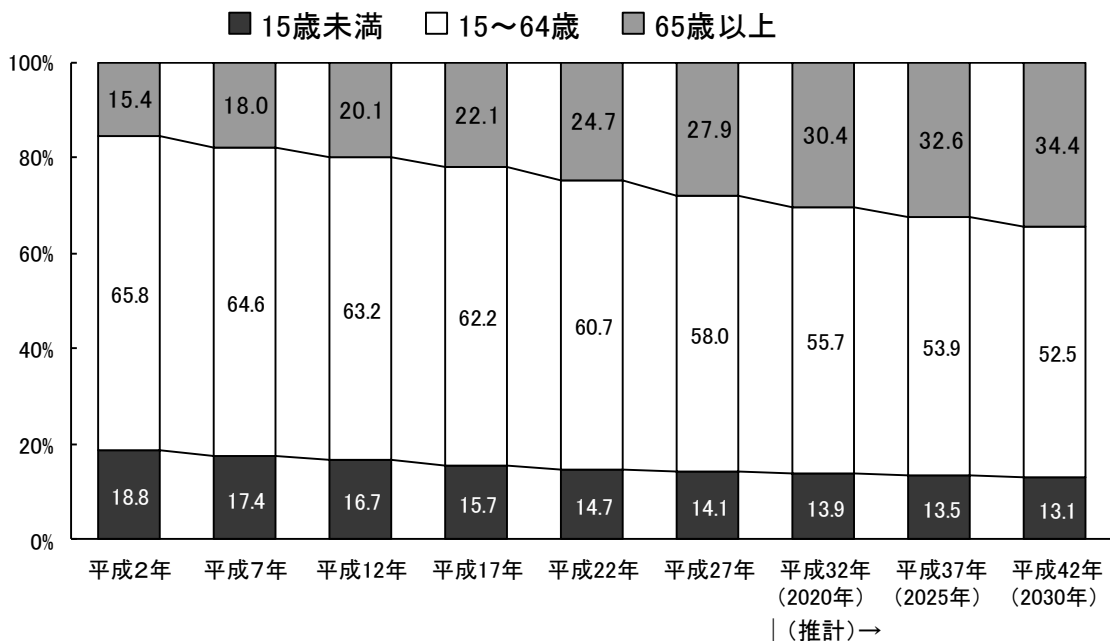


資料：国勢調査

各年 10 月 1 日現在

※ 年齢3区分別人口には年齢不詳を含んでいないため、各区分人口の和と総人口は一致しないことがある。
 ※ 平成 32 年（2020 年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による。

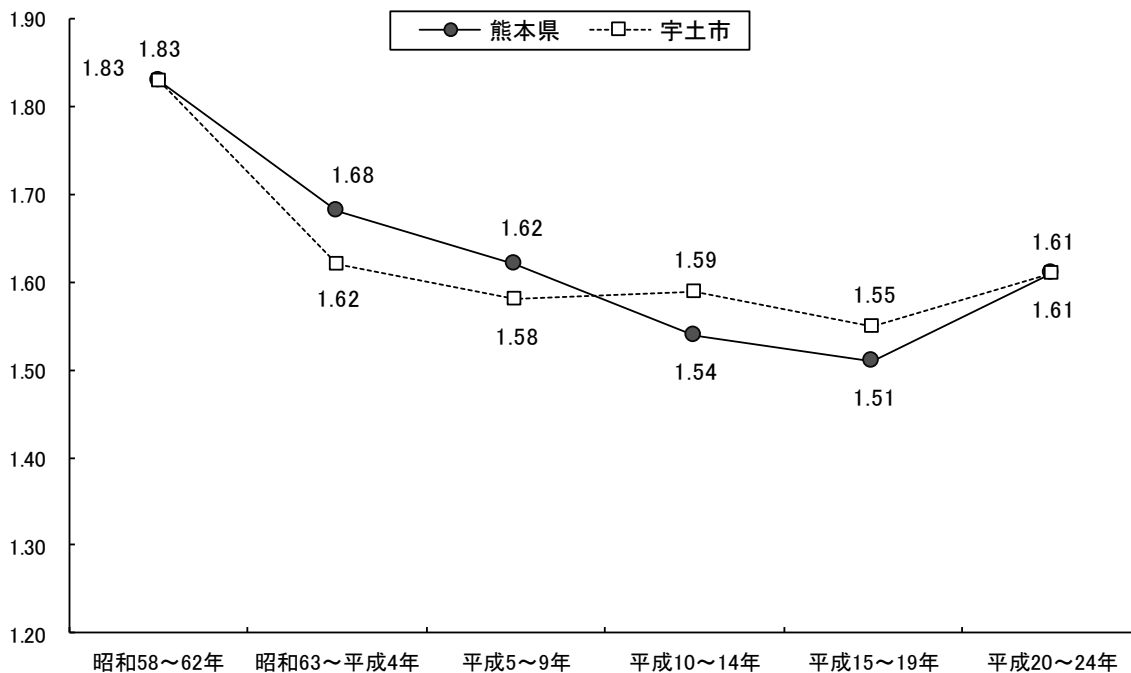
図表 5 年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

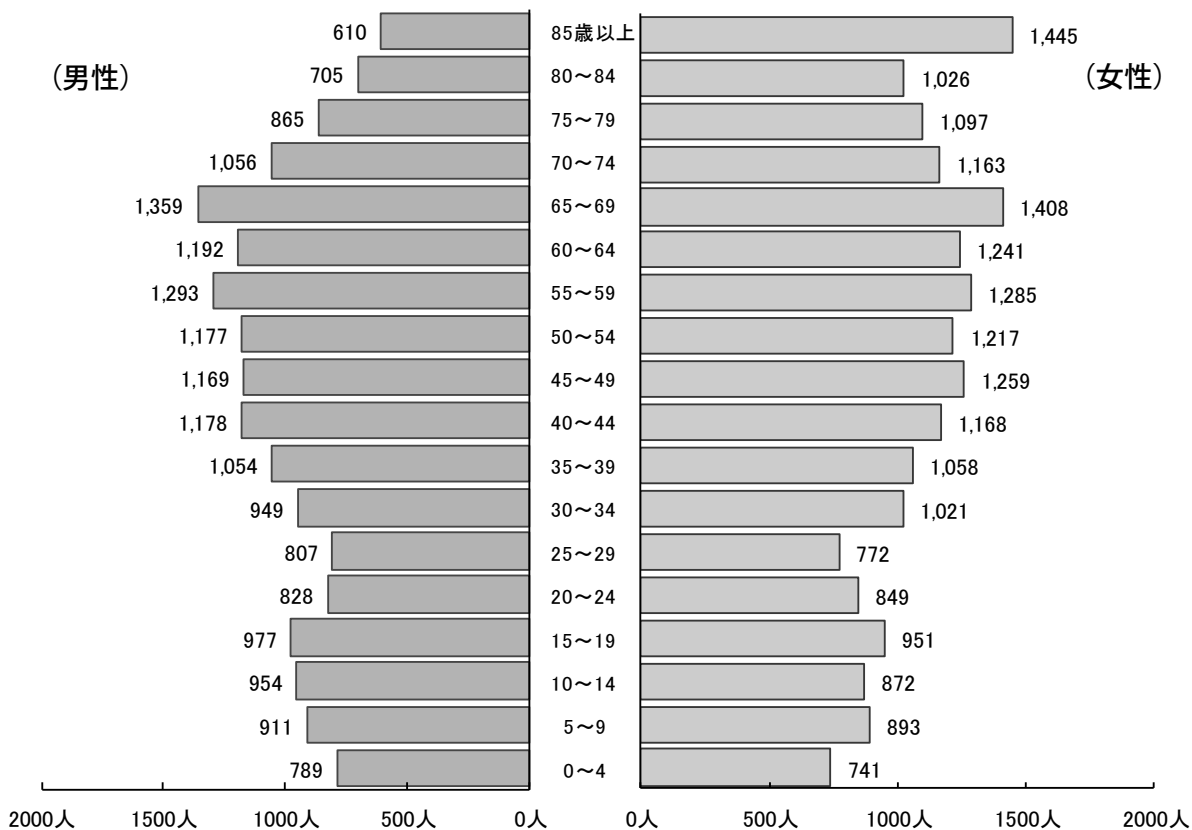
各年 10 月 1 日現在

図表 6 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計人口動態特殊報告

図表 7 宇土市の人口ピラミッド



資料：住民基本台帳

平成 30 年 6 月 1 日現在

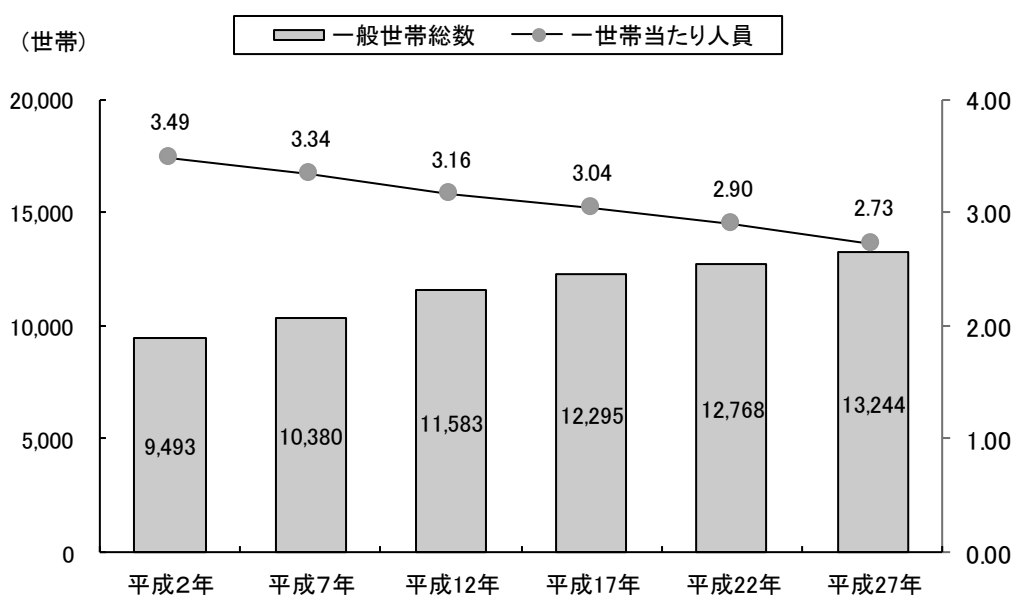
(2) 家族形態の多様化

少子高齢化や産業構造の変化，人々の価値観の多様化などがあいまって，家族形態が多様化しています。世帯数の推移をみると，総世帯数は一貫して増加傾向にあるものの，一世帯当たり人員は減少を続けていることが分かります。本市においても，多世代家族が減少を続ける一方，いわゆる核家族化が進行していることが分かります。

なお，高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯が増えていること，若い世代にも同じような傾向が見られることから，今後もこの傾向は続くものと考えられます。

世帯人数の減少は，家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなります。従来の固定的な性別役割分担意識を持ったままでは，家庭の安定を保つことは非常に困難となります。

図表 8 世帯数の推移



資料：国勢調査

各年 10月1日現在

(3) 経済状況及び就業構造の変化

わが国では、非正規雇用が増加する一方で、長時間労働が問題となっています。非正規雇用の増加は、経済的理由で結婚できない若者を生み出し、長時間労働や仕事を中心としたライフスタイルは、男性の家庭や地域への参加・参画を阻む要因の一つにもなっています。

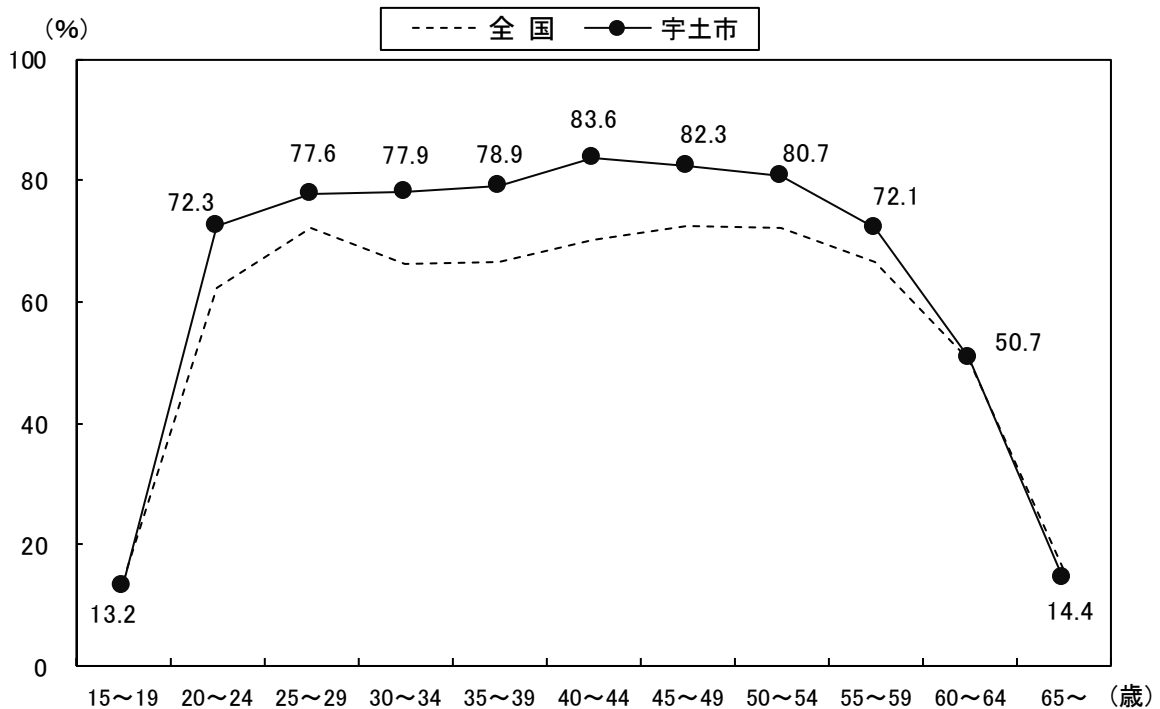
共働き世帯数が増加傾向にあるなか、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくなかったこれまでの経緯から、女性の年齢階層別労働力率はいわゆる「M字カーブ」と呼ばれてきました。

全国の統計データでは、このM字カーブの傾向が未だ見られますが、本市においてはこれが解消されつつあることが分かります（図表 9 参照）。

しかしながら、女性が子育て期にキャリアを中断せざるを得ない状況は依然として存在していることも事実です。それは、男女の賃金格差につながりかねません。

雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取組が必要です。

図表 9 女性の年齢階層別労働力率



資料：国勢調査

平成 27 年 10 月 1 日現在

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標

本計画では、第2次計画に掲げられた、「男女が自分らしさを発揮し、ともに参画し支えあう地域社会の実現」の考え方を継承するとともに、第4次熊本県男女共同参画計画で掲げられた「男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現」と整合を図り、「男女が自分らしさを発揮し、ともに自立し支えあう 多様性に富んだ活力ある地域社会の実現」を基本目標とします。

基本目標

男女が自分らしさを発揮し、ともに自立し支えあう
多様性に富んだ活力ある地域社会の実現

2 計画の重点目標

計画の基本目標を実現するために、以下の4つの重点目標を設定します。

重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進

重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

重点目標3 安全・安心な暮らしの実現

重点目標4 推進体制の充実・連携強化

4つの重点目標のそれぞれについて、その達成のための「基本的施策の方向」を掲げ、それに対応した現状と課題及び今後の取組を明らかにするとともに、その成果を確認するための管理指標と数値目標を設定します。

3 計画の基本視点

(1) 子どもにとっての男女共同参画

次世代を担う子どもたちが、将来を見通した自己形成を図りながら、健やかに育ち、個性と能力を発揮できる社会を目指すためには、子どもの頃から男女共同参画の理解を深めることが重要です。子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながります。

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、異性間の暴力の被害者の多くは女性で、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、男性の女性に対する所有意識などがあるとされています。このような女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

市民意識調査の結果からは、配偶者から何らかのDVを1度でも経験したことのあつる人の割合は26.0%になっており、市民の4人に1人以上にDV経験があるという結果が出ています。

配偶者等からの暴力は家庭内で発生することが多いことから潜在化しやすく、暴力がエスカレートし、被害が深刻化する特性があります。そのため、暴力を容認しない社会認識の徹底等、根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための幅広い取組を推進することが必要です。

(3) 防災・災害復興対策における男女共同参画の促進

本市は、平成28年熊本地震で甚大な被害を受けました。地震に関連して様々な経験を積む中で、男女共同参画の視点から性別に配慮した対応が必要であると感じた市民も多くいます。市民意識調査の結果からは、回答者の87.6%が防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要と回答していることからそのことがうかがえます。

災害等における被災時の避難所運営等では、食事の準備や清掃等が当然のように女性に集中するなどの問題や、トイレや更衣室、洗濯干し場など、避難所の設備面での

男女のニーズの違い等、様々な配慮が必要であることが明らかになっています。

防災・災害復興対策においても、男女が対等な立場で積極的に参画するとともに、あらゆる人々の身近な暮らしのなかに男女共同参画の視点が必要であることを広く啓発することが重要です。

(4) 男性にとっての男女共同参画

男女共同参画は女性だけの問題ではありません。男女共同参画社会は、男性にとっても、仕事と家庭を両立し地域活動への参画や自己啓発に取り組むことのできる、暮らしやすい社会であるからです。

男性の長時間労働を前提とした従来の働き方は、子育て・家事・介護等への主体的な参画を困難にしています。男女共同参画の必要性を男性自身が認識し、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって、男性が主体的に家庭や地域へ参画する意欲が高まるように働きかけることが必要です。

(5) 地域活動における男女共同参画の促進

少子高齢化や家族形態の多様化、個人の意識やライフスタイルの多様化は、地域の連帯感や相互扶助意識を弱める方向に作用していると言われていますが、逆に、そういう時代であるからこそ、子どもや高齢者をはじめとする地域住民の安全・安心の基盤として地域の役割が重要になっています。

地域における方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、性別・年齢を問わず、地域社会の一員として主体的に参画できる機会や場を広げ、自立した市民による地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

(6) 宇土市が一丸となった、男女共同参画への取組

男女共同参画社会の実現には、行政施策の推進はもとより、広く市民、事業者等の理解を得て、市民、事業者等と積極的に協働していくことが不可欠です。そのためには、この計画を、市民、事業者等が男女共同参画を自らの問題としてとらえ、それぞれの立場で主体的に取組を進めるとともに、幅広い協力と連携を図っていくための計画とする必要があります。

4 計画の体系

(基本目標)	男女が自分らしさを発揮し、ともに自立し支えあう 多様性に富んだ活力ある地域社会の実現
重点目標 1	あらゆる分野における女性の活躍推進（宇土市女性活躍推進計画）
1	あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大
1	各種審議会・委員会等への女性の登用促進
2	市女性職員の役付き職員への登用促進
3	農業委員や各種団体（農協、漁協、商工会）等への女性登用啓発
4	地域団体の政策・方針決定過程への女性の参画促進
2	就業や雇用分野における男女共同参画の推進
5	性別にとらわれない人材育成
6	市内事業者等の男女共同参画関連研修実施に伴う講師の派遣
3	農林水産業・商工業等における男女共同参画の推進
7	生産技術や経営管理能力向上研修への女性の参加促進
8	各種経済団体女性部の活動促進
9	農山漁村男女共同参画推進事業の継続
10	家族経営協定締結戸数の拡充
11	農林水産業における女性の起業促進
12	小規模事業所や自営業従事者への男女共同参画の推進
4	地域社会における男女共同参画の推進
13	地区公民館を核とした地域おこし、地域づくり活動の充実
14	各種NPO・ボランティア団体等の活動支援体制の整備
15	福祉ボランティア活動の継続・充実
16	地域におけるリーダーの育成
17	地域での男女共同参画の啓発
18	公的団体や地域団体との協働による男女共同参画の推進
5	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
19	育児・介護休業制度の周知と取得促進（市役所内）
20	ワーク・ライフ・バランスについての実態調査
21	育児・介護休業法の事業所への周知
22	ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所など、先行事例についての情報提供
6	家庭における男女共同参画の推進
23	家庭生活への男性の参加を促すための啓発
24	男性のための料理・介護など実践講座の実施
25	家庭で活躍する男性の事例紹介
26	家庭での男女共同参画意識の浸透
重点目標 2	男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革
1	意識改革のための広報・啓発活動の推進
27	男女共同参画に関する講演会、講座の実施
28	広報紙や報道機関を活用した啓発
29	ホームページを活用した啓発
30	情報紙の発行
31	図書館における関連図書・資料・DVD等での情報提供
32	地区公民館での男女共同参画学習会の開催
33	男女平等の視点に立った生涯学習講座の実施
34	生涯学習活動における開催場所・日時・方法・託児等の考慮
35	メディアを通じた広報・啓発
36	市で発行する広報紙やホームページ等における表現への配慮
2	多様な選択を可能にする学校教育・家庭教育・生涯学習の推進
37	学校教育全体における男女共同参画の推進
38	男女共同参画の視点に立った教材・指導方法の工夫
39	学校生活における性別に基づく固定的な役割分担意識の解消
40	固定的な性別役割分担意識にとらわれない個性を尊重したキャリア教育や進路指導の実施
41	保育園・幼稚園での男女共同参画の視点に立った子育て講演会等の開催

- 42 PTAの総会や研修時における男女共同参画に関する啓発講座の実施
- 43 それぞれのライフステージに応じた生涯学習講座の実施

3 国際理解と国際交流の推進

- 44 国際理解教育の継続と充実
- 45 外国人の人権
- 46 国際的な協調及び貢献

重点目標3 安全・安心な暮らしの実現

1 女性・子どもに対するあらゆる暴力の防止・根絶（宇土市DV対策基本計画）

- 47 DV等に関する周知啓発
- 48 DV等に関する調査の実施
- 49 DV防止と被害女性の救済のための関係機関連携強化
- 50 若年層における未然防止のための啓発
- 51 DV相談体制の充実
- 52 子どもに対する暴力及び性的虐待の根絶
- 53 子どもへの暴力及び性的虐待についての相談体制の充実
- 54 児童虐待防止のための関係機関の連携強化
- 55 犯罪被害者等支援窓口の充実
- 56 通学路及び公園等における防犯・安全対策の強化
- 57 犯罪を防止するための防犯に配慮した道路や公園等施設の整備
- 58 セクハラ防止のための啓発
- 59 セクハラ防止のための事業主及び従業員への啓発
- 60 市役所におけるセクハラ防止の啓発と相談窓口の周知

2 生涯を通じた男女の健康支援

- 61 学校教育における母性保護の視点に立った性教育の実施
- 62 学校におけるエイズや性感染症に関する学習機会の提供と予防教育の実施
- 63 性に関する相談体制の充実
- 64 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する講座・学習会の開催
- 65 妊娠・出産期における女性の支援体制の充実
- 66 各種検診の受診促進
- 67 性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策
- 68 健康教育と健康相談の実施
- 69 食生活の改善による健康の支援
- 70 総合型地域スポーツクラブの育成による健康づくりの支援

3 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

- 71 ひとり親家庭等への経済的支援
- 72 ひとり親家庭等への家事や保育サービスの提供
- 73 相談業務の周知
- 74 高齢者や障がいがある人等、誰もが安全に行動できる施設の整備促進
- 75 障がい者が自立して生活できる環境の整備促進

4 女性視点を反映した地域の防災力向上

- 76 災害対応について、全職員に対する理解促進
- 77 男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄
- 78 市民に対する備蓄の必要性の周知徹底
- 79 男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発
- 80 防災訓練の定期的な実施
- 81 自主防災組織における女性リーダーの育成
- 82 女性消防団員が能力を発揮できる環境の整備

重点目標4 推進体制の充実・連携強化

1 計画の推進体制の充実

- 83 庁内における推進体制づくり

2 庁内各課の役割の強化

- 84 市職員等の意識啓発
- 85 教育に携わる者への男女共同参画の視点を盛り込んだ研修会等の実施

3 市民と事業者、行政の連携及び協働で取り組む男女共同参画

- 86 市民や事業者との連携強化

第4章 重点目標ごとの現状と課題

重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進

(宇土市女性活躍推進計画)

(1) あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大

①現状と課題

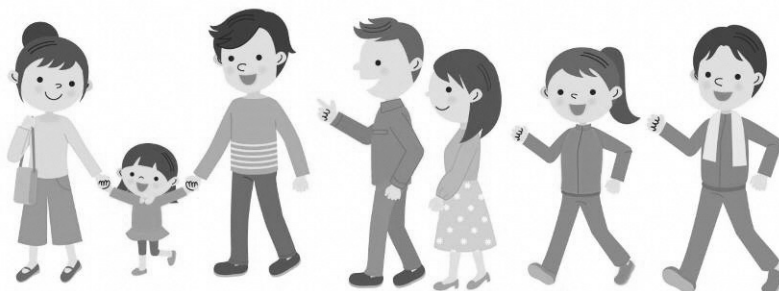
国は、「2020年までにあらゆる分野における指導的地位を占める女性の割合を30%程度に」という目標を掲げています。平成30年5月には、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）が公布・施行され、男女の候補者ができるだけ均等になることを目指しています。

本市では、「市における審議会等への女性の登用率」を成果指標に掲げて取り組んできましたが、平成28年度に登用率が30.0%に達し、平成29年度に30.4%と微増するなど、着実な成果を挙げています。また、「市の役付き職員に占める女性職員の割合」についても、平成29年度に初めて30%を超え、平成30年度には3人に1人が女性の役付き職員になっています。

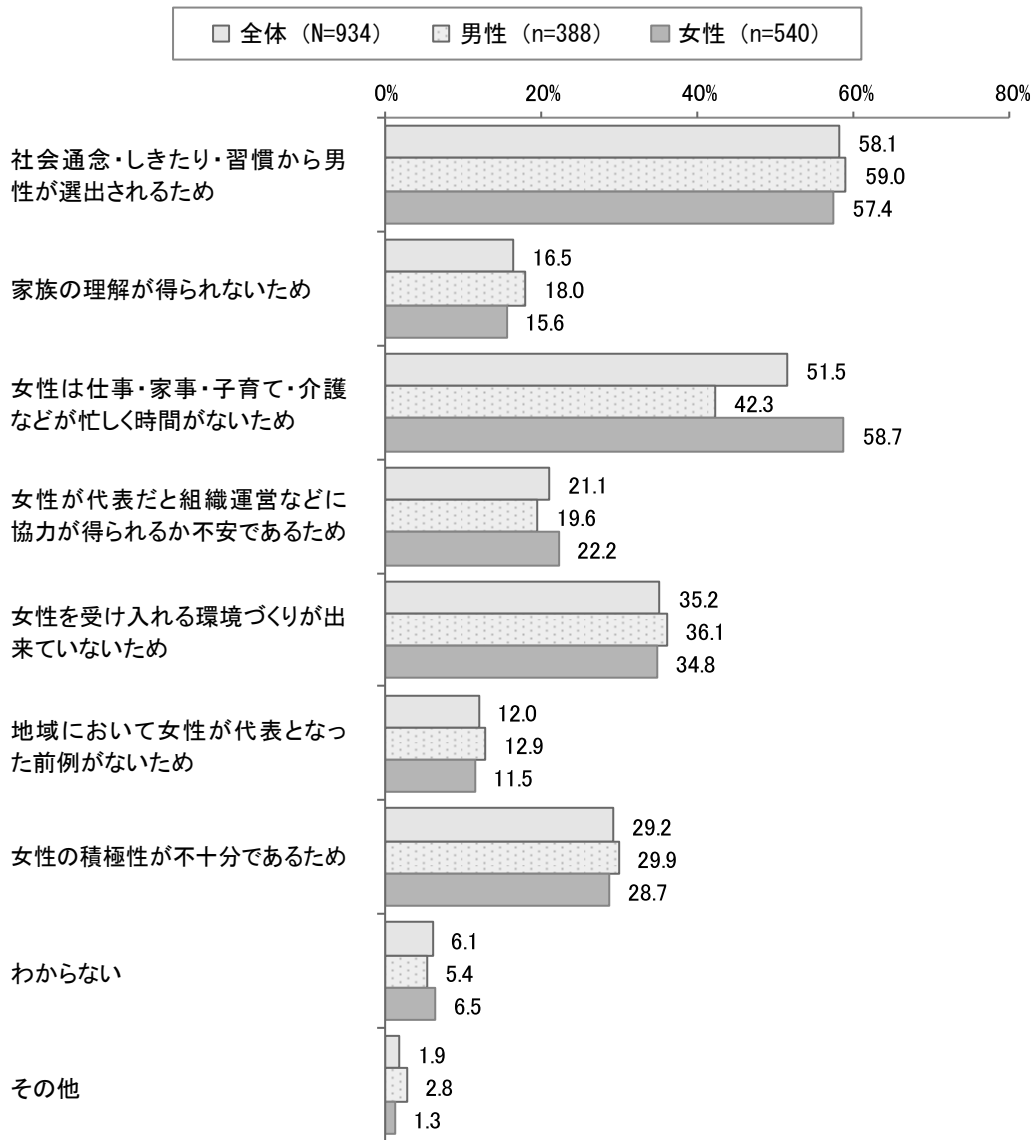
このことから、本市においては、2020年に30%以上という国の目標に先んじて、さらに高い目標を目指していく段階に入っています。

地域では、女性の地域活動への参加は男性と比べ非常に活発ですが、自治会やPTAの会長など、地域等の団体の代表に女性が少ないことが課題となっています。

市民意識調査の結果からは、その理由として、「社会通念・しきたり・慣習から男性が選出されるため」（58.1%）や「女性を受け入れる環境づくりが出来ていないため」（35.2%）などが挙げられており、方針決定の場への女性の参画を進める上で課題が多いことが分かります（図表10参照）。



図表 10 代表に女性が少ない原因



資料：市民意識調査（平成 30 年 3 月）

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
1	各種審議会・委員会等への女性の登用促進	各種審議会・委員会等への女性の積極的な登用を図ることで、意思決定過程への女性の参画を拡大します。	まちづくり推進課 関係課
2	市女性職員の役付き職員への登用促進	役付き職員（係長級以上）への女性の積極的な登用を図ることで、意思決定過程への女性の参画を拡大します。	総務課
3	農業委員や各種団体（農協，漁協，商工会）等への女性登用啓発	経済団体や地域の各種組織の役員に女性の登用が積極的に図られるよう促していきます。	まちづくり推進課 関係課
4	地域団体の政策・方針決定過程への女性の参画促進	地域活動の補佐的な役割だけでなく、組織の長等，役職にも女性が積極的に関わるよう働きかけます。	まちづくり推進課

③管理指標と数値目標

No.	管理指標	実績 2017年度	目標 上段：2022年度 下段：2025年度	担当課
1	市における審議会等への女性の登用率	30.4% (149人)	32.0% 35.0%	まちづくり推進課
2	市の役付き職員に占める女性職員の割合	30.9% (34人)	35.0% 40.0%	総務課

(2) 就業や雇用分野における男女共同参画の推進

①現状と課題

本市では、「男は仕事，女は家庭」という考え方に同感しない人の割合について，平成 21 年度には 47.6%と半数を下回っていたものの，平成 29 年度には 65.3%となっており，市民の意識が確実に高まっていることが見て取れます(図表 1 1 参照)。

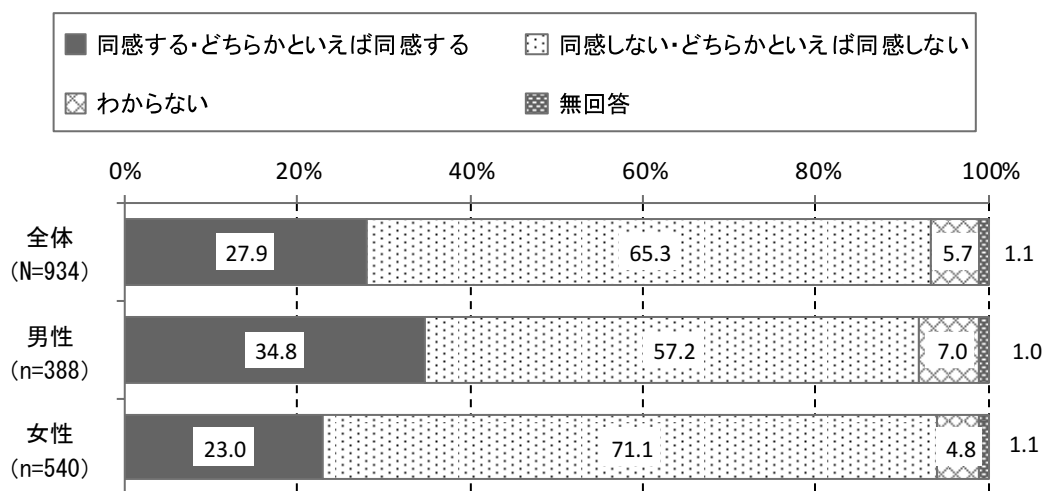
また，放課後児童クラブ数は計画期間中に 3 割増加 (10 か所が 13 か所)，病児・病後児保育事業の登録者数は 3 倍以上になるなど，男女がともに仕事と生活の調和を実現できる社会づくりを目指して計画を着実に進捗させてきました。

それらの取組も相まって，本市においては，全国平均と比較して，M字カーブの傾向が緩やかになっています(図表 1 2 参照)。

しかしながら，女性が子育て期にキャリアを中断せざるを得ない状況は依然として存在していることも事実です。女性のキャリア中断は，男女の賃金格差につながりかねません。

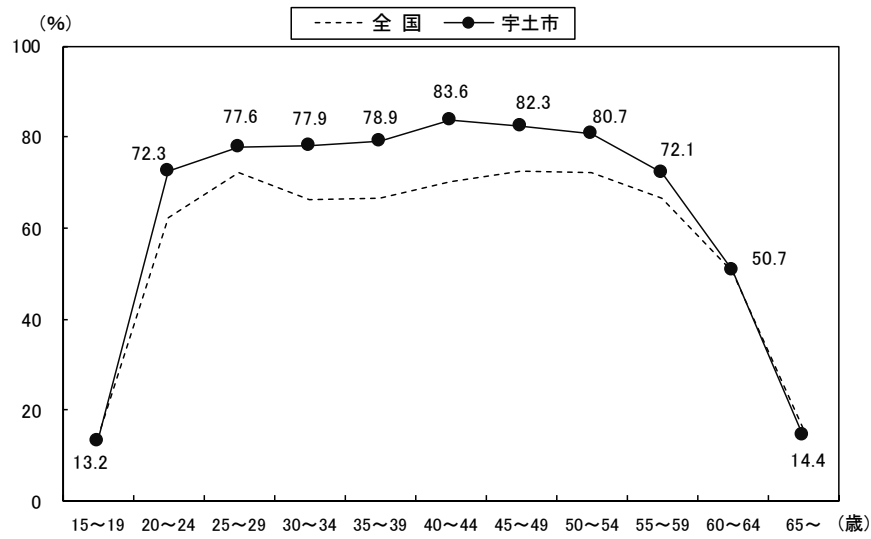
雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え，固定的な性別役割分担意識の解消，長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など，関係する様々な取組が必要です。

図表 1 1 性別によって役割を固定する考え方について



資料：市民意識調査（平成 30 年 3 月）

図表 1 2 女性の年齢階層別労働力率



資料：国勢調査

平成 27 年 10 月 1 日現在

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
5	性別にとらわれない人材育成	男女平等に職務経験や研修機会を付与し、性別ではなく個人の資質や能力に応じた人材育成を行います。	総務課
6	市内事業者等の男女共同参画関連研修実施に伴う講師の派遣	男女が均等に働くことのできる職場づくりを促進するため、要望に応じ市内事業者及び団体に講師を派遣します。	まちづくり推進課

③管理指標と数値目標

No.	管理指標	実績 2015 年度	目標 上段：2022 年度 下段：2025 年度	担当課
3	25 歳から 29 歳までの女性の就業率	77.6%	80.0% 80.0%以上	まちづくり推進課

(3) 農林水産業・商工業等における男女共同参画の推進

①現状と課題

農業分野においては、就農者の高齢化が進み、後継者が不足する中、女性農業者はその担い手として重要な役割を果たしています。しかし、固定的な性別役割分担意識が根強く残る分野であることから、男性が自営業主、女性が家族従事者などといった、女性が農業の補助的な立場にある実態が多くみられ、農業分野における男女共同参画の推進のさまたげになっています。これからの農業を女性や若者にとっても魅力ある産業とするためには、労働時間や休日などが不明確になりがちな就業条件や業務分担を明確化する家族経営協定の締結を促進し、やりがいのある農業経営に転じていくことが必要です。

林業、水産業においても、女性の参画によって重要な役割を果たすことが期待されており、今後の成長産業化へ向けて、その能力が一層発揮されるよう支援していく必要があります。

商工業においても、女性が家族従業者となる場合が多いと考えられます。家族従業者には、経営等に関する決定権が少なく、資産を持たない場合も多いため、経営等へ女性が参画できるよう支援する必要があります。

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
7	生産技術や経営管理能力向上研修への女性の参加促進	農協、漁協、商工会等を通じ研修参加に対する周知を図り、女性の参加を促進します。	農林水産課 商工観光課
8	各種経済団体女性部の活動促進	学習会の開催や情報提供等を通じて、農協女性部、漁協女性部、商工会女性部それぞれの活動を促進し、女性の方針決定過程への参画の推進を図ります。	農林水産課 商工観光課
9	農山漁村男女共同参画推進事業の継続	農山漁村を対象とした男女共同参画フォーラムへの参加や、女性部等での講座・研修会を通して、農村地域における固定的性別役割分担の解消を図ります。 ・くまもと農山漁村フォーラムへの参加	農林水産課

No.	具体的施策	内容	担当課
10	家族経営協定締結戸数の拡充	家族経営協定締結を促進し、女性の労働環境の改善、女性の経営参画、後継者育成などを図ります。	農林水産課
11	農林水産業における女性の起業促進	起業に関する事例等の情報提供や組織づくりへのアドバイスをを行い、農林水産業分野での女性の起業促進を図ります。	農林水産課
12	小規模事業所や自営業従事者への男女共同参画の推進	子育てや介護等、それぞれのライフステージにおいて男女共同参画が重要であるとの認識を深めるための情報提供を行います。	商工観光課 農林水産課 まちづくり推進課

③管理指標と数値目標

No.	管理指標	実績 2017年度	目標 上段：2022年度 下段：2025年度	担当課
4	家族経営協定の締結戸数	70戸	80戸 95戸	農林水産課

(4) 地域社会における男女共同参画の推進

①現状と課題

地域社会は、安全・安心な生活を送るための共通の基盤であり、男女が共に協力し、支え合いながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。

しかし、価値観の多様化等を背景に、地域の帰属意識や人のつながりが希薄になり、地域活動に参加する機会が少なくなっているのが現状です。

誰もが安心して暮らせる環境を確保し、地域が抱える様々な課題に対応できる地域の力を高めていくには、地域における活動を男女が共に担い、性別による偏りを無くすなど、男女共同参画の視点が不可欠です。

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
13	地区公民館を核とした地域おこし、地域づくり活動の充実	地区公民館を中心に、地域における男女住民の交流活動を推進します。	中央公民館
14	各種NPO・ボランティア団体等の活動支援体制の整備	ボランティアに関する情報提供・相談等の窓口を設置し、男女のボランティア活動の促進を図ります。	まちづくり推進課
15	福祉ボランティア活動の継続・充実	社会福祉協議会において行っている福祉ボランティア活動が継続・充実するよう支援します。	福祉課 社会福祉協議会
16	地域におけるリーダーの育成	地域活動の要となる「男女共同参画社会づくり地域リーダー」の育成を図ります。	まちづくり推進課
17	地域での男女共同参画の啓発	地域での男女共同参画を推進するため、地域への出前講座などを開催し、男女共同参画の啓発に取り組みます。	まちづくり推進課
18	公的団体や地域団体との協働による男女共同参画の推進	人権擁護委員、嘱託員、婦人会、PTA、民生委員、老人クラブやNPO団体などと協力しながら、男女共同参画が地域に浸透するような取組を実施します。	まちづくり推進課



(5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

①現状と課題

事業所実態調査の結果を見ると、ワーク・ライフ・バランスに「積極的に取り組むべき」「ある程度取り組むべき」と回答した事業所の割合は81.0%と8割を超えているものの、実際に取り組んでいる事業所は20.0%にとどまっています(図表13, 図表14参照)。一方、「既に十分に取り組んでいる」と回答した事業所は、「全く取り組んでいない」と回答した事業所に比べて今後「積極的に取り組むべき」と回答した割合が2.4倍も高くなっていることから(図表13参照)、実際に取り組んだ結果、そのメリットを実感しているのではないかと考えられます。

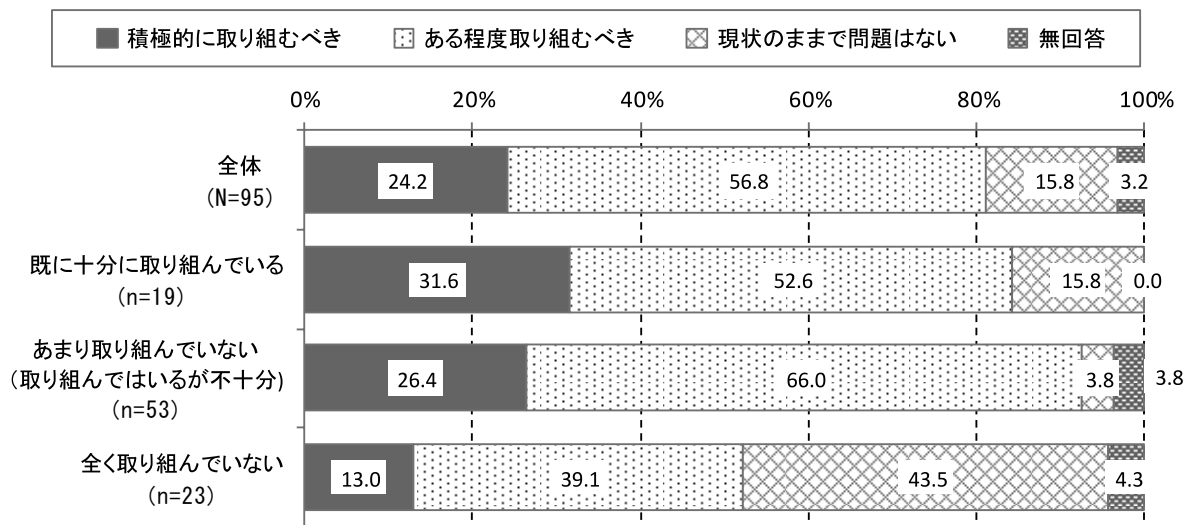
一方、今後の必要性について「現状のまま問題はない」と回答した事業所と、無回答の事業所における「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度は、全体の認知度と比較すると、「言葉も内容も知っている」と回答した割合が7.4ポイント低く、「言葉も内容も知らない」と回答した割合が12.2ポイント高いことが分かります。

このことから、まずは「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を認知していただき、理解を深めていただく活動を地道に進めていく必要があるといえます。

市民意識調査の結果を見ると、市民におけるワーク・ライフ・バランスの認知度も未だ低い状況にあることから、事業所と同様、まずは認知していただくことが必要です。

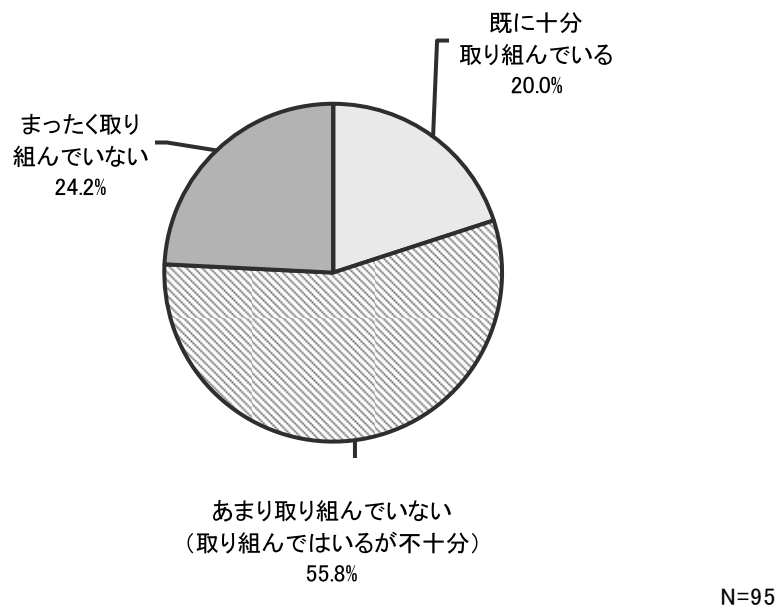
また、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現していくために、多様なニーズに応じた子育て支援の充実を図るとともに、介護をしながら働き続けることができる環境整備が重要です。

図表 1 3 ワーク・ライフ・バランスの取組についての認識（今後の必要性）



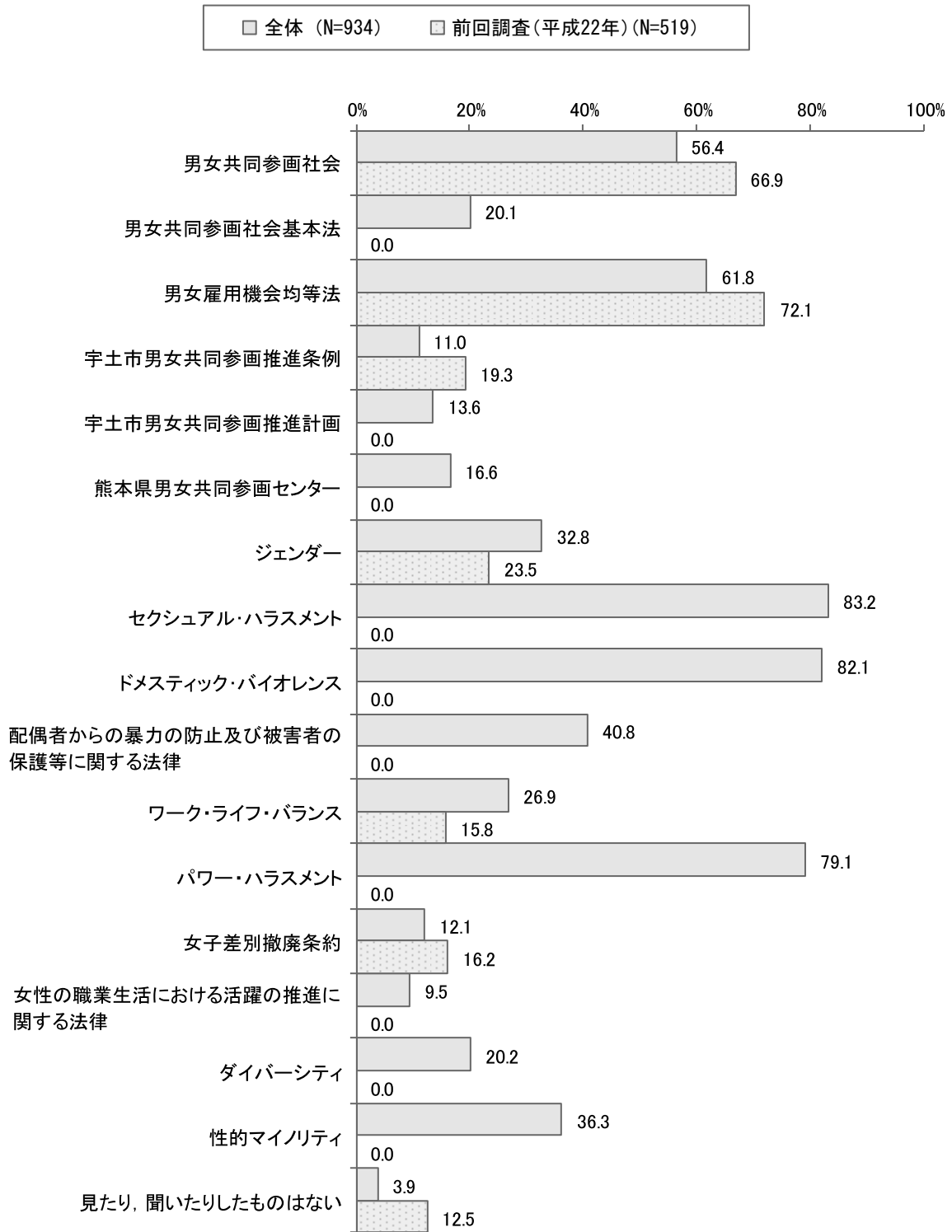
資料：市内事業所実態調査（平成 30 年 3 月）

図表 1 4 ワーク・ライフ・バランスの取組についての認識（現状）



資料：市内事業所実態調査（平成 30 年 3 月）

図表 15 見たり，聞いたりしたことがあるもの



資料：市民意識調査（平成30年3月）

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
19	育児・介護休業制度の周知と取得促進 (市役所内)	育児・介護休業制度を周知し、男性の育児休業取得促進に向けた取組を実施します。 ・宇土市特定事業主行動計画に基づく推進	総務課
20	ワーク・ライフ・バランスについての 実態調査	個人の希望に応じた仕事と生活の調和の実現に向け、実態調査を実施します。	まちづくり推進課
21	育児・介護休業法の 事業所への周知	市内事業所の会合等の機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解を求めます。	商工観光課 まちづくり推進課
22	ワーク・ライフ・バランスに取り組む 事業所など、先行事例についての情報 提供	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の事例を紹介し、その重要性について理解を深めます。	商工観光課 まちづくり推進課

③管理指標と数値目標

No.	管理指標	実績 2017年度	目標 上段：2022年度 下段：2025年度	担当課
5	市職員における男性の育児休業取得件数	0件	5件 8件	総務課
6	ワーク・ライフ・バランスの認知度	46.3%	50.0% 55.0%	まちづくり推進課

(6) 家庭における男女共同参画の推進

①現状と課題

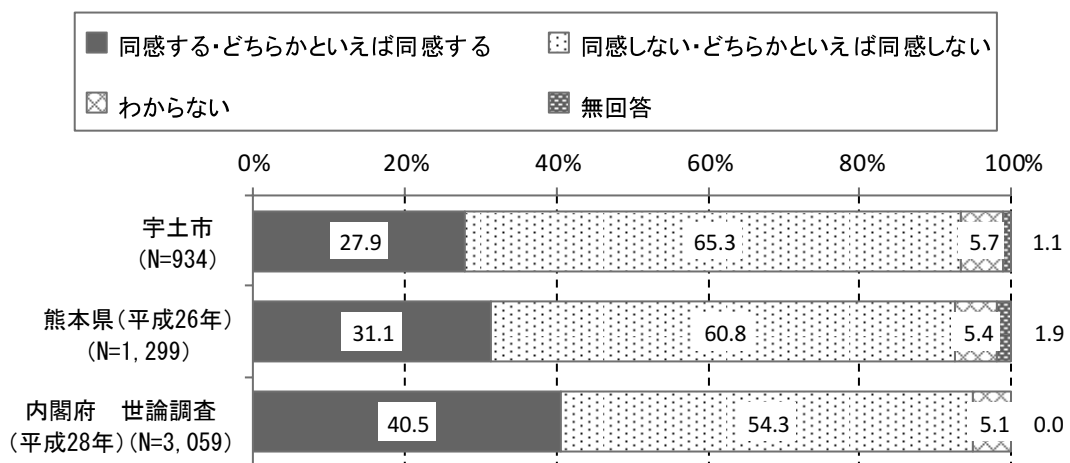
「(2) 就業や雇用分野における男女共同参画の推進」でも触れたとおり、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識は、否定派の割合が 65.3%となっており、国 (54.3%)、県 (60.8%) よりも高くなっています (図表 16 参照)。

一方、依然として、掃除、食事の支度、食事のあとかたづけ・食器洗い、洗濯などの家事を妻が負担している家庭が7割以上にもなっていることも事実です (図表 17 参照)。

これは、固定的役割分担意識の問題だけではなく、男性の長時間労働の影響もあるものと考えられます。特に 30 代、40 代といった子育て期にあたる男性の労働時間は長い傾向にあると考えられることから、男性の仕事中心の意識・ライフスタイルを仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルへと転換し、男女が相互に協力し合う関係を築くことが求められます。それは、女性の負担を軽減し、女性の社会参画を促すだけでなく、男女双方のワーク・ライフ・バランスにつながることもなります。

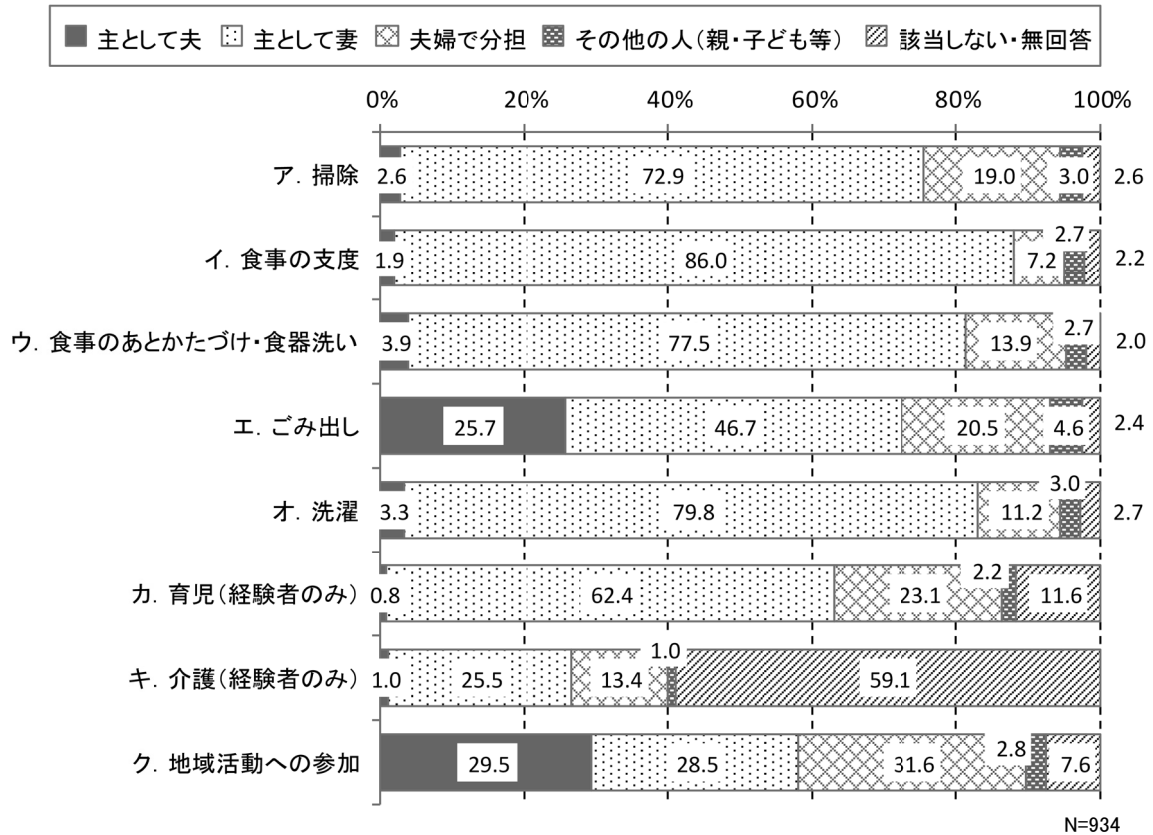
家庭のことを女性だけの役割とせず、男性も、家事、育児、介護などに積極的に関わる必要があります。

図表 16 性別によって役割を固定する考え方について (国,県比較)



資料：市民意識調査 (平成 30 年 3 月)

図表 17 家事の分担



資料：市民意識調査（平成 30 年 3 月）



②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
23	家庭生活への男性の参加を促すための啓発	男女共同参画講座や地域への出前講座など啓発を通して、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参加を促します。	まちづくり推進課 生涯活動推進課
24	男性のための料理・介護など実践講座の実施	男性を対象にした料理・介護等、家庭における男性の生活や自活能力を高めるための実践講座を実施します。	まちづくり推進課 生涯活動推進課
25	家庭で活躍する男性の事例紹介	育児休業を取得した男性等を情報紙や講座で紹介し、男性が仕事と生活の調和を図ることができるよう促します。	まちづくり推進課
26	家庭での男女共同参画意識の浸透	市民向けの男女共同参画イベントを開催し、家庭での固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。	まちづくり推進課

③管理指標と数値目標

No.	管理指標	実績 2017年度	目標 上段：2022年度 下段：2025年度	担当課
7	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	65.3%	70.0% 75.0%	まちづくり推進課

重点目標 2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

(1) 意識改革のための広報・啓発活動の推進

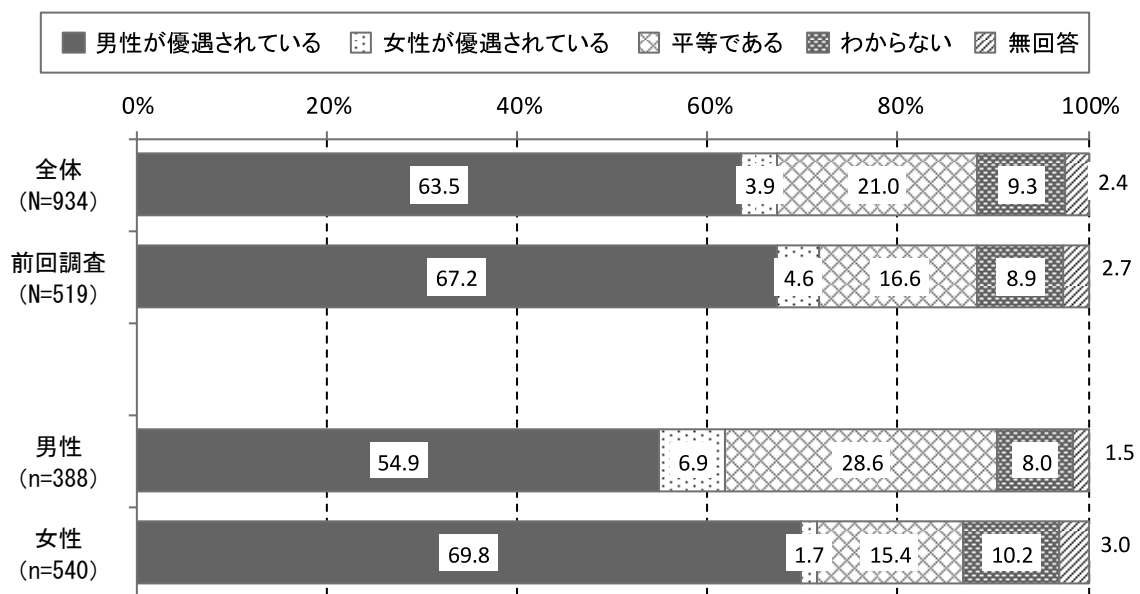
①現状と課題

市民意識調査の結果を見ると、社会全体での男女の地位の平等感について、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人の割合は 63.5%となっており、前回調査（67.2%）に比べればやや低下しているものの、「平等である」と回答した人の割合は 21.0%に過ぎず、依然として男性中心社会となっています（図表 18 参照）。

市民の意識を変え、男女共同参画への関心を高めるためにも、これまでの広報・啓発活動を必要に応じて見直ししながら、さらなる充実を図る必要があります。

また、市内外のメディアに対して、偏った性表現や暴力表現、安易に女性をアイコンキャッチャーとして利用することは人権を阻害することにもつながることから、表現の自由を十分尊重したうえで、適切な情報を適切に発信していくよう働きかけていくとともに、市民に対しても、メディアと人権に対して、適切に判断できる能力を培うための取組を推進していく必要があります。

図表 18 男女は平等になっていると思うか（全体として）



資料：市民意識調査（平成 30 年 3 月）

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
27	男女共同参画に関する講演会、講座の実施	講演会、講座の実施を通して、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、市民・事業者を対象とした意識啓発を行います。	まちづくり推進課
28	広報紙や報道機関を活用した啓発	広報紙への男女共同参画に関する記事の掲載やパンフレット等の配布により、市民の意識啓発を図ります。また、講演会や講座の開催情報など、報道機関を通じて積極的な情報発信を行います。	まちづくり推進課
29	ホームページを活用した啓発	市ホームページで、男女共同参画に関する情報を掲載し、身近で分かりやすい情報を発信します。	まちづくり推進課
30	情報紙の発行	年に1回程度、市民にとって身近で分かりやすい男女共同参画に関する情報紙を発行し、様々な情報提供に努めます。	まちづくり推進課
31	図書館における関連図書・資料・DVD等での情報提供	男女共同参画に関する情報を市民に提供できるよう図書等の充実に努めます。また、11月の男女共同参画月間中には、男女共同参画関連書籍コーナーを設け、市民への周知を図ります。	まちづくり推進課 図書館
32	地区公民館での男女共同参画学習会の開催	地区公民館での学習会を通して、市全域への男女平等意識の普及を図っていきます。	中央公民館 まちづくり推進課
33	男女平等の視点に立った生涯学習講座の実施	講座の内容及び実施に当たっては、固定的な役割分担意識の解消を図るよう配慮します。	生涯活動推進課
34	生涯学習活動における開催場所・日時・方法・託児等の考慮	男女がともに希望する時に希望する場所で生涯学習活動に参加できるよう配慮します。	生涯活動推進課
35	メディアを通じた広報・啓発	男女共同参画についての正しい理解を促すため、メディアを通じた広報・啓発を推進しています。	まちづくり推進課

No.	具体的施策	内容	担当課
36	市で発行する広報紙やホームページ等における表現への配慮	市の提供する発行物等について、固定的な性別役割分担意識等をイメージするような不適切な文章表現や写真・イラスト等を掲載しないよう配慮します。	全課

③管理指標と数値目標

No.	管理指標	実績 2017年度	目標 上段：2022年度 下段：2025年度	担当課
8	社会全体での男女の地位が平等であると感じる市民の割合	21.0%	25.0% 30.0%	まちづくり推進課

(2) 多様な選択を可能にする学校教育・家庭教育・生涯学習の推進

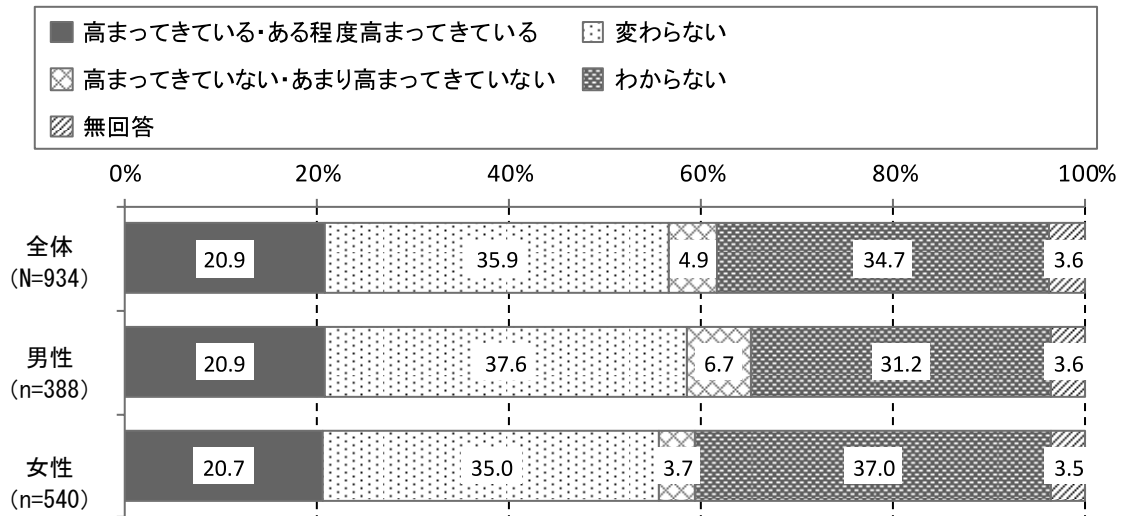
①現状と課題

市民意識調査結果を見ると、学校教育の場において、この5年程度の間には女性の社会的地位が高まってきていると感じている人の割合は20.9%にとどまっています（図表19参照）。

しかし、学校教育の場で男女が平等になっていると回答した割合は54.5%となっており、他の分野に比べれば、男女平等が進んでいると感じている人が多いことが分かります（図表20参照）。

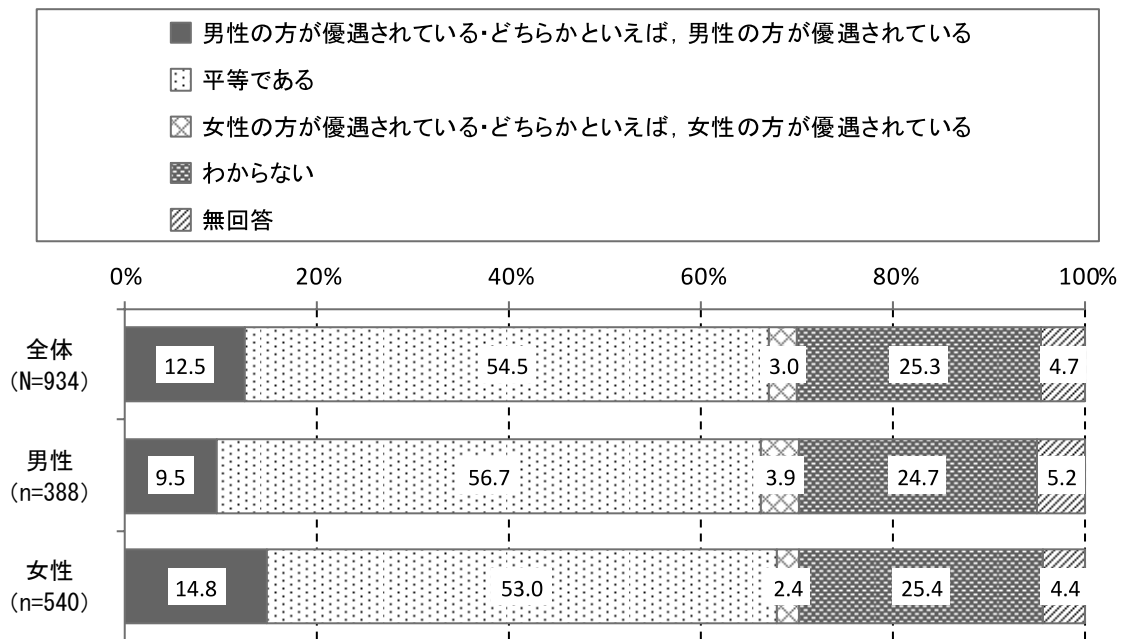
家庭生活や職場、政治や社会通念・慣習・しきたりなどでは男性が優遇されていると感じている人の割合が高くなっていますが、男女平等をはじめとする人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習によって、長期的に課題の解決を図っていくことが求められます（図表19、図表21参照）。

図表 19 女性の社会的地位が高まってきていると思うか（学校教育の場では）



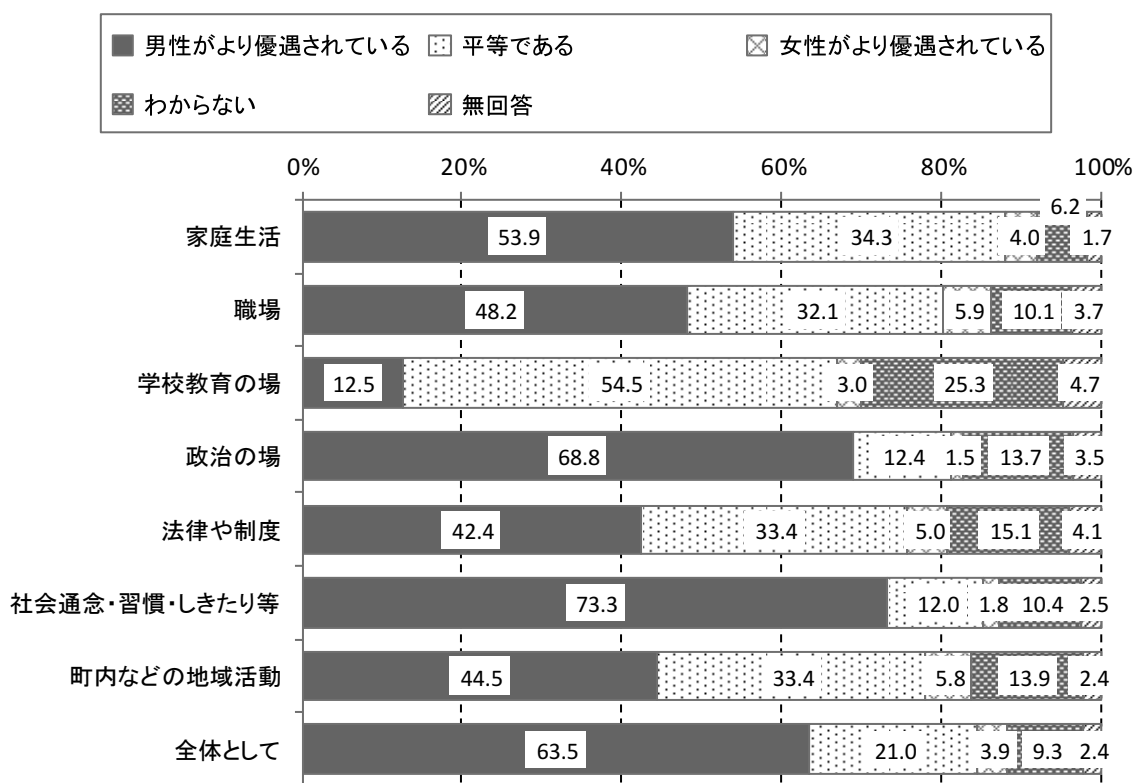
資料：市民意識調査（平成30年3月）

図表 20 男女は平等になっていると思うか（学校教育の場では）



資料：市民意識調査（平成30年3月）

図表 2 1 社会の各分野における男女の平等感（再掲）



N=934

資料：市民意識調査（平成 30 年 3 月）

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
37	学校教育全体における男女共同参画の推進	学校教育において、人権の尊重、男女平等の意識、男女相互の理解と協力の重要性、地域内・家庭内交流の大切さについて学ぶ機会の充実を図ります。	学校教育課
38	男女共同参画の視点に立った教材・指導方法の工夫	児童生徒が学校で使う教材などの選択に配慮し、性別にとらわれない指導など教育環境づくりに努めます。	学校教育課
39	学校生活における性別に基づく固定的な役割分担意識の解消	男女混合名簿の導入をはじめとして、学級運営などにおける性別役割分担の解消を図っていくよう各学校に理解を求めます。	学校教育課

No.	具体的施策	内容	担当課
40	固定的な性別役割分担意識にとらわれない個性を尊重したキャリア教育や進路指導の実施	職場体験や進路選択にあたって、児童生徒自身が、性別に基づく固定的役割分担意識にとらわれずに主体的に選択できるよう各学校に指導のあり方への配慮を求めます。	学校教育課
41	保育園・幼稚園での男女共同参画の視点に立った子育て講演会等の開催	保育園・幼稚園での子育て講演会などを通して、保護者への意識啓発を行っていきます。	学校教育課 子育て支援課
42	PTAの総会や研修時における男女共同参画に関する啓発講座の実施	PTA研修会等の機会を捉えて、小中学校の保護者を対象として、家庭での男女相互の理解と協力の重要性など男女共同参画意識の浸透を図ります。	生涯活動推進課 学校教育課
43	それぞれのライフステージに応じた生涯学習講座の実施	講座開催の際、参加者へのアンケート調査を実施する等、ニーズに応じた講座を開催します。	生涯活動推進課

③管理指標と数値目標

No.	管理指標	実績 2017年度	目標 上段：2022年度 下段：2025年度	担当課
9	学校教育の場で男女が平等になっていると回答した割合	54.5%	60.0% 65.0%	まちづくり推進課

(3) 国際理解と国際交流の推進

①現状と課題

平成 29 年版ジェンダー・ギャップ指数⁴によると、日本は調査対象となった 144 か国のうち 114 位と、前年度より 3 つ順位を落とし、過去最低となりました(図表 2 2 参照)。

健康は、出生時の男女のバランスの改善で 1 位となったものの、政治では女性の閣僚や議員の少なさが影響し 123 位、経済では幹部・管理職に女性が少ないことや専門職や技術職で女性が少ないことが影響し 114 位、教育では高等教育の進学率が低いことが影響し 74 位となっており、女性の地位向上に向けた課題が多いことが分かります。

このことから、わが国において、女性の能力が十分に社会的に活かされていないことが分かります。

国際化の進展に伴い、本市内で就労・生活する外国人や留学生が今後益々増えていく事が予想されています。在住外国人に対する生活適応支援のための情報提供や、外国人が訪れやすい開かれた地域づくりが求められるとともに、市民による身近な国際交流の促進など、国際理解を深めるための取組が必要です。

図表 2 2 主な国のジェンダー・ギャップ指数

順位	国名	スコア	順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.878	15	イギリス	0.770
2	ノルウェー	0.830	16	カナダ	0.769
3	フィンランド	0.823	…		
4	ルワンダ	0.822	49	アメリカ	0.718
5	スウェーデン	0.816	…		
6	ニカラグア	0.814	100	中国	0.674
7	スロヴェニア	0.805	…		
8	アイルランド	0.794	114	日本	0.657
9	ニュージーランド	0.791	…		
10	フィリピン	0.790	118	韓国	0.650
11	フランス	0.778	…		
12	ドイツ	0.778	144	イエメン	0.516

資料：World Economic Forum (平成 29 年)

⁴ 各国の社会進出における男女格差を示す指標。経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
44	国際理解教育の継続と充実	<p>幼児教育・学校教育等においては、外国人による授業等を通して異文化に対する理解を促し、国際的な視野を持った人材を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALT等による国際理解教育 ・国際交流事業 	<p>学校教育課 子育て支援課</p>
45	外国人の人権	<p>地域社会の住民として、ともに言葉や慣習の違いを認め合い、それぞれの歴史や文化を尊重する意識の啓発に努めます。</p>	<p>総務課 生涯活動推進課 学校教育課</p>
46	国際的な協調及び貢献	<p>男女共同参画は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的な動きを踏まえて情報収集し、市民に広く発信するよう努めるとともに、国際的な協調及び貢献に向け、国・県施策との連携を推進します。</p>	<p>まちづくり推進課</p>

重点目標 3 安全・安心な暮らしの実現

(1) 女性・子どもに対するあらゆる暴力の防止・根絶

(宇土市 DV 対策基本計画)

①現状と課題

市民意識調査の結果を見ると、配偶者等から何らかのDVを受けた経験のある市民は一定数存在することが分かります。

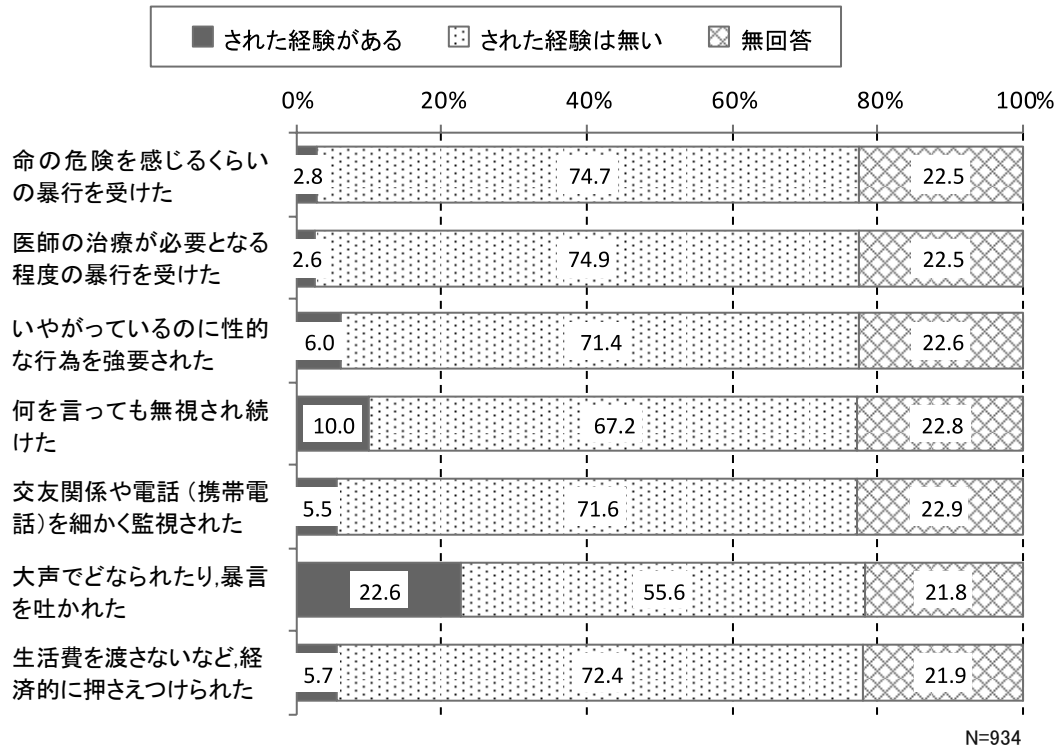
これら女性の暴力被害に対して、警察や県の配偶者暴力相談支援センター、女性総合相談室をはじめとする多くの相談窓口がありますが、DVを受けたことを誰かに打ち明けたり、相談したりしなかった人(男性を含む)は3人に1人以上(35.4%)となっていることが分かっています(図表 2 3 参照)。

また、相談した人についても、「家族・親戚」や「友人・知人」が多いのが現状です。DVを受けても相談しなかった人にその理由を尋ねたところ、「相談できる人がいなかったから」(12.0%)、「どこに相談してよいのかわからなかったから」(3.4%)、「相談しても無駄だと思ったから」(17.1%)、「人に打ち明けることに抵抗があったから」(21.4%)などの回答もありました(図表 2 4 参照)。公的相談窓口の存在をさらに周知することでDV被害の潜在化を防ぐ取組を進めるとともに、被害者が安心して相談できるよう、相談員の資質向上等、さらなる支援体制の充実を図っていく必要があります。

近年、若い世代においては、交際相手などからの暴力(デートDV・ストーカール行)も問題となっています。しかし、「デートDV」に関する問題で相談できる機関が市内、県内にあることを男子の56.7%、女子の45.8%が「知らない」と回答しており、啓発活動を一層進めていく必要があることが分かります(図表 2 5 参照)。

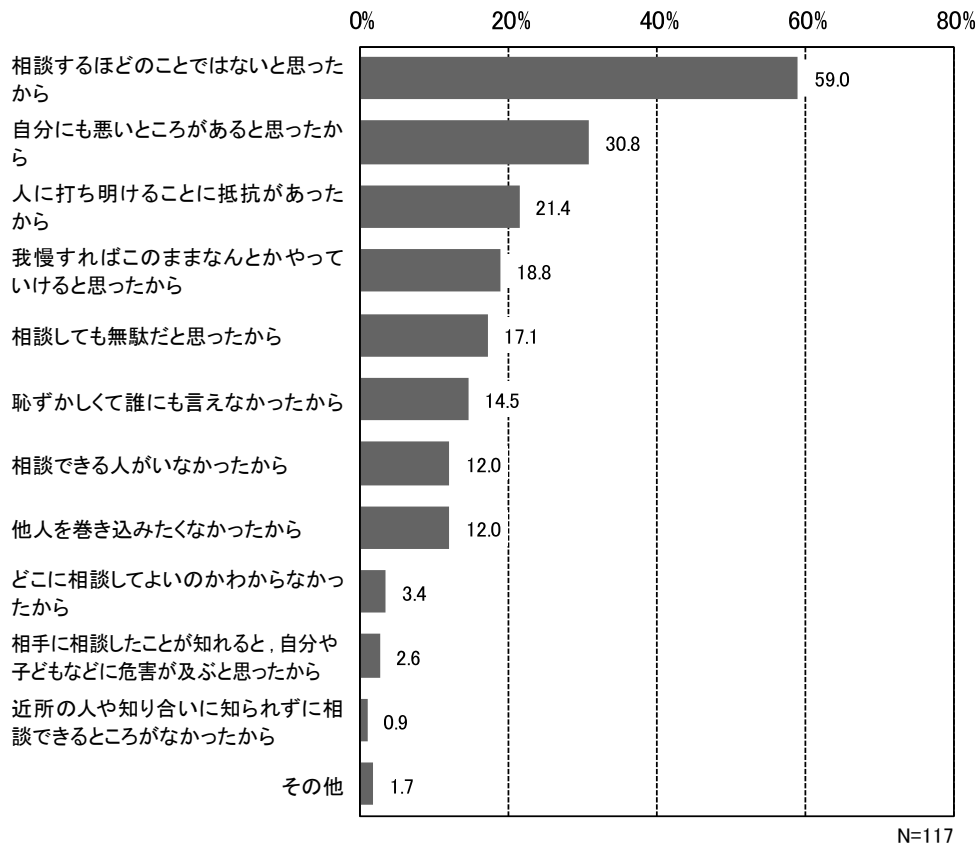


図表 2 3 配偶者やパートナーから次のようなことをされたことがあるか



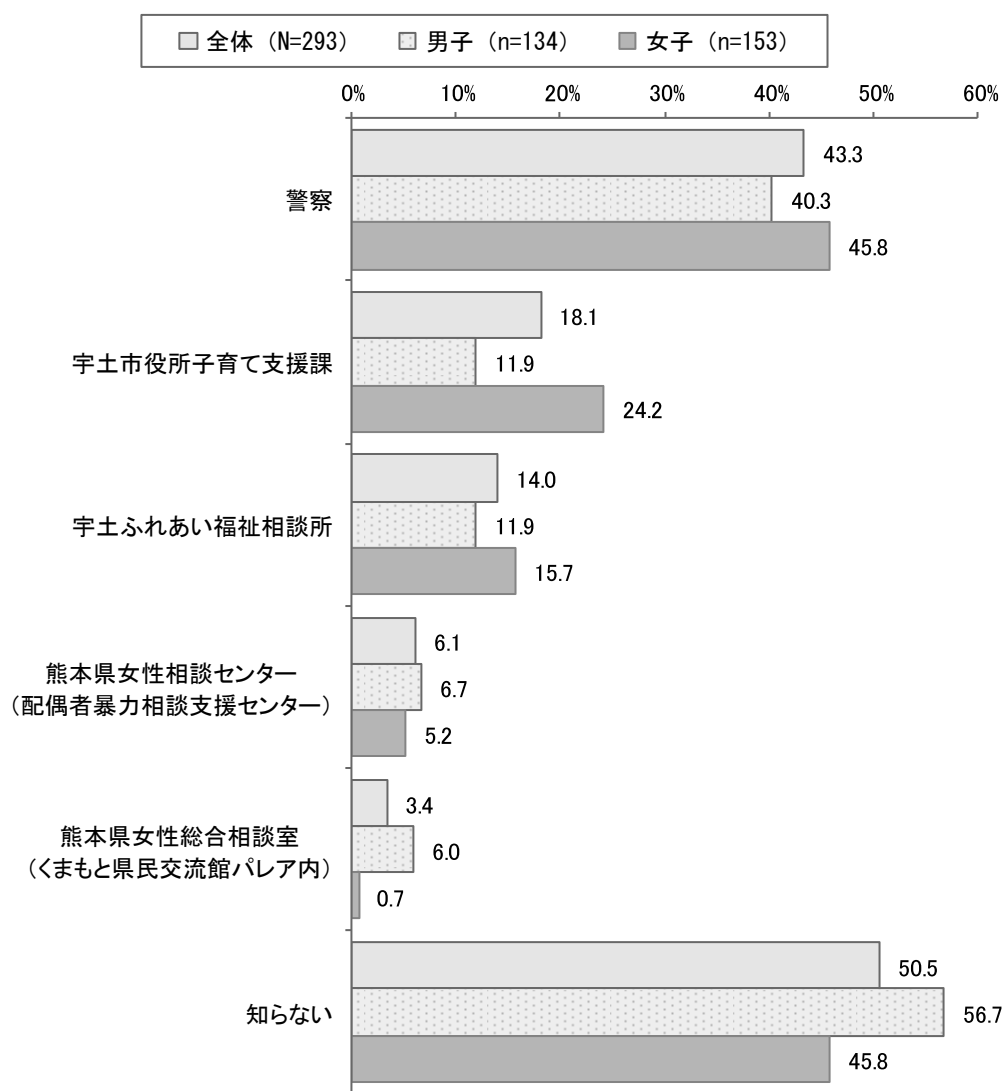
資料：市民意識調査（平成 30 年 3 月）

図表 2 4 DVを受けても相談しなかった理由



資料：市民意識調査（平成 30 年 3 月）

図表 2 5 デートDVについて相談できる機関



資料：市内中学生アンケート（平成30年3月）

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
47	D V等に関する周知啓発	広報紙への掲載や講演会・講座の開催を通して、D V等が人権侵害であることを広く市民に周知します。また、11月にはD Vに関する広報啓発などを強化し、暴力の未然防止・根絶に取り組みます。	子育て支援課 まちづくり推進課
48	D V等に関する調査の実施	D Vをはじめとした女性の人権にかかわる事項についてアンケート調査を実施し、市民の意識や実態を把握します。	まちづくり推進課
49	D V防止と被害女性の救済のための関係機関連携強化	要保護児童対策及びD V対策地域協議会の充実により関係機関の連携を強化し、D Vの早期発見・早期対応を図ります。	子育て支援課
50	若年層における未然防止のための啓発	若年層（特に中高生）の間で増加しつつあるデートD Vの防止あるいは未然防止のための情報提供や意識啓発を推進します。	学校教育課 まちづくり推進課
51	D V相談体制の充実	D V相談に対する適切な対応ができるよう、研修会等への参加により担当職員及び相談員の資質向上を図ります。 ・婦人相談（母子・父子自立支援相談）、家庭相談 ・犯罪被害者等支援相談	子育て支援課 まちづくり推進課 総務課
52	子どもに対する暴力及び性的虐待の根絶	子どもに対する暴力や性的虐待の根絶に向けた予防・啓発の充実を図ります。 ・児童虐待防止推進月間（11月）	子育て支援課 健康づくり課
53	子どもへの暴力及び性的虐待についての相談体制の充実	地域で虐待を見逃さないよう、児童虐待の疑いがある場合はいち早く報告してもらうよう広報活動等により働きかけます。	子育て支援課
54	児童虐待防止のための関係機関の関連強化	要保護児童対策及びD V対策地域協議会の充実により関係機関の連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。	子育て支援課 健康づくり課 学校教育課

No.	具体的施策	内容	担当課
55	犯罪被害者等支援 窓口の充実	犯罪被害にあった市民からの相談に きめ細やかに対応するため、犯罪被 害者等支援相談の充実に努めます。	総務課
56	通学路及び公園等 における防犯・安全 対策の強化	通学路や公園等、性犯罪が起きやす い場所の定期的な巡回によって犯罪 の未然防止に努めます。 ・交通安全・防犯パトロール	環境交通課 生涯活動推進課
57	犯罪を防止するた めの防犯に配慮し た道路や公園等施 設の整備	防犯灯等の設置により、犯罪の起き にくい環境づくりに努めます。 ・防犯灯設置事業補助制度	まちづくり推進課 土木課 都市整備課
58	セクハラ防止のた めの啓発	セクハラが人権侵害であることにつ いて、広く市民に周知し、意識啓発 を推進します。	まちづくり推進課
59	セクハラ防止のた めの事業主及び従 業者への啓発	市内事業所に対しパンフレット等で 周知を図るとともに、男女雇用機会 均等法に基づいたセクハラ防止への 理解を求めます。	商工観光課 まちづくり推進課
60	市役所におけるセ クハラ防止の啓発 と相談窓口の周知	セクハラが人権侵害であることにつ いての意識啓発を推進し、相談窓口 の周知を図ります。	総務課

③管理指標と数値目標

No.	管理指標	実績 2017年度	目標 上段：2022年度 下段：2025年度	担当課
10	DVに関する問題を 相談できる機関を知 っている人の割合	67.0%	70.0% 80.0%	まちづくり推進課

(2) 生涯を通じた男女の健康支援

①現状と課題

本市では、性の理解と尊重について、学校教育の中で、子どもの発達段階に応じた性教育などを行っています。子どもの、こころや体の健やかな成長と、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。

また、本市では、市民一人ひとりが主体的に、また、市民団体が意欲的に、健康づくりに取り組みやすい環境を整備し、市内全域に健康づくりの推進を図ることを目的として、「第3次健康うと21ヘルスプラン」を平成28年3月に策定し、取組を進めています。今後も、市民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた女性の健康支援として、安心して出産できる環境整備や、女性特有のこころや身体の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
61	学校教育における母性保護の視点に立った性教育の実施	母性機能が社会的に重要であることを含め、発達段階に応じた適切な授業を実施していきます。 ・ふれあい体験 ・性教育講義	学校教育課 健康づくり課
62	学校におけるエイズや性感染症に関する学習機会の提供と予防教育の実施	医師や保健師等による専門的な授業を通して、中高校生に発達段階に応じたエイズや性感染症に関する正しい知識を普及し予防教育を充実させます。	学校教育課
63	性に関する相談体制の充実	保健センターや青少年センターでの相談員の資質向上を図りながら、青少年が相談しやすい体制の充実に努めます。 ・保健センター及び青少年センターによる相談	健康づくり課 生涯活動推進課

No.	具体的施策	内容	担当課
64	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する講座・学習会の開催	男女共同参画関連講座や女性の健康教育を通して、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を周知します。	まちづくり推進課 健康づくり課
65	妊娠・出産期における女性の支援体制の充実	健康教育・家庭訪問・健康診査・健康相談等のあらゆる機会をとらえ、母子保健情報を収集、提供し、早期に不安や悩みを把握し解決を図ります。 ・妊婦健診の女性 ・産後ママサポート事業	健康づくり課 子育て支援課
66	各種検診の受診促進	予防医療への関心を高め、特定健診をはじめとして、各種検診の受診率向上に努めます。	健康づくり課
67	性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策	性差に応じたがん検診（乳がん、子宮がん、前立腺がん）や心身の健康維持支援及び生活習慣病の予防を進めていきます。	健康づくり課
68	健康教育と健康相談の実施	公民館の生涯学習講座や成人講座等を活用して各地区における健康教育と、それに伴う健康相談を実施します。健康相談については、保健センターでの定期と随時の受付体制について周知します。	健康づくり課 中央公民館
69	食生活の改善による健康の支援	中高年の肥満防止等、健康増進のため、市民への食生活改善の普及啓発を図ります。 ・食生活改善推進員協議会による講習会	健康づくり課
70	総合型地域スポーツクラブの育成による健康づくりの支援	各年齢層のだれもが、いつでも、どこでも参加できるよう多様なスポーツの機会を提供し、スポーツ人口の増加を図って市民の健康づくりを支援します。 ・NPO法人うとスポーツクラブによる活動	生涯活動推進課

③管理指標と数値目標

No.	管理指標	実績 2017年度	目標		担当課
			上段：2022年度	下段：2025年度	
11	特定健診受診率 (男性)	30.6%	43.0%	49.0%	健康づくり課
12	特定健診受診率 (女性)	41.3%	43.0%	49.0%	健康づくり課

(3) 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

①現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加等の家族の変化、非正規化の進行等の雇用・就業をめぐる変化、国際結婚・定住外国人の増加等のグローバル化の進展など、様々な社会経済の変化の中で、経済困難や社会的孤立などの「生活困難」を抱える層が多様化し、増加しています。

特に、女性は、妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響、非正規に就きやすい就業構造、女性に対する暴力被害の影響、固定的役割分担意識等のために生活困難に陥りやすい状況にあります。

配偶者からの暴力被害者は、経済的な面だけでなく、安全、健康、法的手続き、子の養育など様々な面で複合的な困難を抱えています。このような生活困難の問題について、男女共同参画の視点に立った施策の推進が求められます。

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
71	ひとり親家庭等への経済的支援	児童扶養手当支給（母子及び父子家庭等）や医療費助成を行うとともに、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度を周知し、ひとり親家庭等の経済支援を図ります。	子育て支援課 社会福祉協議会
72	ひとり親家庭等への家事や保育サービスの提供	一時的に家事や保育のサービスが必要な場合に「家庭生活支援員」を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定に向け、支援を行います。 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援課
73	相談業務の周知	民生委員児童委員，家庭相談員，婦人相談員，母子・父子自立支援員，県母子相談やふれあい福祉相談員等による各相談業務の周知を図り，相談しやすい体制づくりに努めます。	福祉課 子育て支援課
74	高齢者や障がいのある人等，誰もが安全に行動できる施設の整備促進	バリアフリーの視点に立った公共施設の点検見直しによる整備と，民間における施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進への理解促進を図ります。	関係課
75	障がい者が自立して生活できる環境の整備促進	障がいのある人が楽しく生きがいを持って生活でき，就労等で自立した暮らしができるよう支援します。	福祉課

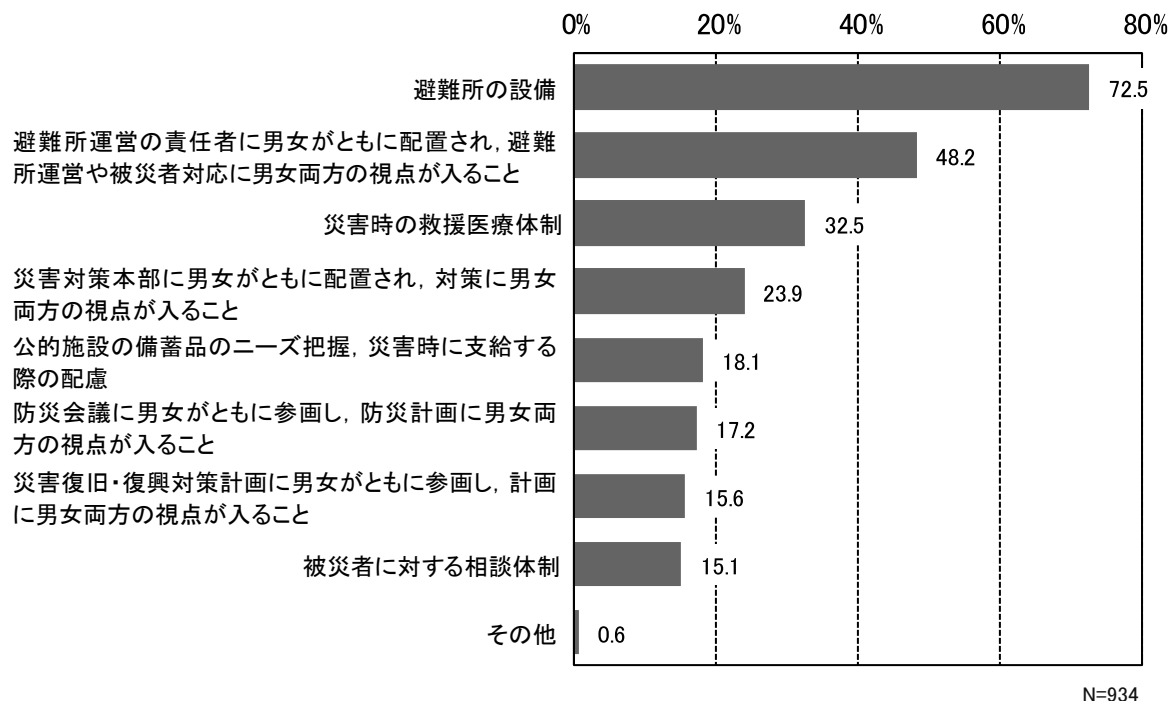
(4) 女性視点を反映した地域の防災力向上

①現状と課題

地域の安全・安心という見地から、熊本地震や東日本大震災の教訓を活かし、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行う必要があります。

市民意識調査の結果からは、防災・災害復興対策に関し、性別に配慮した対応が必要なことは何だと思ふかという設問については、「避難所の設備(男女別のトイレ, 更衣室, 洗濯干し場等)」(72.5%)の割合が最も多く挙げられています。 「避難所運営の責任者に男女がともに配置され, 避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」(48.2%), 「災害時の救援医療体制(妊産婦へのサポート体制)」(32.5%), 「災害対策本部に男女がともに配置され, 対策に男女両方の視点が入ること」(23.9%), 「公的施設の備蓄品のニーズ把握, 災害時に支給する際の配慮」(18.1%)など, 多様な項目に対する意見が挙がっています(図表 26 参照)。男女のニーズの違いを踏まえ, 様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図る必要があります。

図表 26 防災・災害復興対策において, 性別に配慮した対応が必要なこと



資料：市民意識調査（平成 30 年 3 月）

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
76	災害対応について、全職員に対する理解促進	災害発生時には、全職員が対応することが必要となるため、日常的、定期的に、各種会議、研修等あらゆる場と機会を活用し、男女のニーズの違いを踏まえた災害対応について職員の理解を深めます。	危機管理課
77	男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄	男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定度を備蓄します。	危機管理課
78	市民に対する備蓄の必要性の周知徹底	個々人によってニーズが異なる食料、生活必需品等については、市が備蓄している女性用品や乳幼児用品等についての品目、量、備蓄場所を可能な限り住民に対し示すとともに、各人の備えを促します。	危機管理課
79	男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発	男女のニーズの違いを踏まえた災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設けます。	危機管理課
80	防災訓練の定期的な実施	平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、保育所、幼稚園、小・中・高等学校等や、企業、自主防災組織等と連携し、男女が参画した防災訓練を定期的実施します。また、訓練においては、特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように十分留意します。	危機管理課
81	自主防災組織における女性リーダーの育成	自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ります。	危機管理課

No.	具体的施策	内容	担当課
82	女性消防団員が能力を発揮できる環境の整備	消防団活動の担い手として重要な役割を果たす女性消防団員について、女性の能力が発揮できるよう環境整備を行います。	危機管理課

③管理指標と数値目標

No.	管理指標	実績 2017年度	目標 上段：2022年度 下段：2025年度	担当課
13	女性消防団員数	12人	15人 20人	危機管理課



重点目標 4 推進体制の充実・連携強化

(1) 計画の推進体制の充実

①現状と課題

策定後の取組についての調査・報告を実施し、庁内各課の連携と整合のとれた施策の推進を図るとともに、審議会の中で各種調査審議を行い、本計画の推進状況等について、広く市民に公表していく必要があります。

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
83	庁内における推進体制づくり	男女共同参画審議会等で協議しながら、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ効果的に推進します。	まちづくり推進課

③管理指標と数値目標

No.	管理指標	実績 2017年度	目標 上段：2022年度 下段：2025年度	担当課
14	男女共同参画推進計画の進捗管理の実施・公表	実施	実施 実施	まちづくり推進課

(2) 庁内各課の役割の強化

①現状と課題

計画の推進体制が効果的に機能するよう、関係各課は男女共同参画関連施策について積極的に関与、推進に努め、当該施策について男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握し、それぞれの施策において、直接または間接的に男女共同参画の視点を反映させるように努める必要があります。

また、男女共同参画の推進には、各課の総合的かつ横断的な取組が必要なことへの認識を深め、連携、協力しながら推進していくことが大切です。

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
84	市職員等の意識啓発	研修等において、男女共同参画に関する内容を積極的に取り上げ市職員の意識をさらに高めます。	まちづくり推進課
85	教育に携わる者への男女共同参画の視点を盛り込んだ研修会等の実施	教育現場においては、男女共同参画を推進する教育に積極的に取り組むよう、各種研修を有効に活用し、学校教職員の意識を高めます。	学校教育課

(3) 市民と事業者、行政の連携及び協働で取り組む男女共同参画

①現状と課題

男女がともに自立し支えあう理想的な地域社会は、行政をはじめ、それぞれの主体が連携し、協働しなければ実現できません。このため、本計画においては、地域における男女共同参画ネットワークづくりを推進しながら、それぞれの主体が取り組むべき役割を明確にし、男性も女性もともにいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指していく必要があります。

②具体的な取組

No.	具体的施策	内容	担当課
86	市民や事業者との連携強化	男女共同参画を推進する事業者や市民との協働を図り、男女共同参画社会づくりを進めます。	まちづくり推進課 商工観光課 農林水産課

第5章 管理指標と数値目標

1 管理指標と数値目標一覧表

No.	管理指標	実績 2017年度	目標 上段：2022年度 下段：2025年度	担当課
1	市における審議会等への女性の登用率	30.4% (149人)	32.0% 35.0%	まちづくり推進課
2	市の役付き職員に占める女性職員の割合	30.9% (34人)	35.0% 40.0%	総務課
3	25歳から29歳までの女性の就業率	77.6% ※2015年度	80.0% 80.0%以上	まちづくり推進課
4	家族経営協定の締結戸数	70戸	80戸 95戸	農林水産課
5	市職員における男性の育児休業取得人数	0件	5件 8件	総務課
6	ワーク・ライフ・バランスの認知度	46.3%	50.0% 55.0%	まちづくり推進課
7	「男は仕事，女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	65.3%	70.0% 75.0%	まちづくり推進課
8	社会全体での男女の地位が平等であると感じる市民の割合	21.0%	25.0% 30.0%	まちづくり推進課
9	学校教育の場で男女が平等になっていると回答した割合	54.5%	60.0% 65.0%	まちづくり推進課
10	DVに関する問題を相談できる機関を知っている人の割合	67.0%	70.0% 80.0%	まちづくり推進課
11	特定健診受診率 (男性)	30.6%	43.0% 49.0%	健康づくり課
12	特定健診受診率 (女性)	41.3%	43.0% 49.0%	健康づくり課
13	女性消防団員数	12人	15人 20人	危機管理課
14	男女共同参画推進計画の進捗管理の実施・公表	実施	実施 実施	まちづくり推進課

參考資料

1 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女

共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の進進にする基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員24人以内をもって

組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十條）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該

ない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害

者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その

旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る

職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令 (保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装

置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- (管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について

て準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる

費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(以下、略)

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日号外法律第64号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活に

における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍

の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認

めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平

成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報

の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を

深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(以下、略)

4 熊本県男女共同参画推進条例

平成13年12月20日条例第59号

目次

前文

第一章 総則(第一条―第十四条)

第二章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進(第十五条―第二十四条)

第三章 熊本県男女共同参画審議会(第二十五条―第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条)

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民1人1人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者(県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い(明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が

確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県、県民、事業者及び市町村の協働)

第八条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第九条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第十条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第十一条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機

会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第十二条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第十三条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

一 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為

二 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第十四条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第十五条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十六条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第十七条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進

等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第十八条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第十九条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第二十条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第二十一条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第二十二条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第二十三条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第13条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第1項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第2項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

第二十四条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 熊本県男女共同参画審議会 (審議会の設置)

第二十五条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 男女共同参画計画の策定に関する事項

二 第23条第1項の苦情の処理に関する事項

三 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十六条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第二十七条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第四章 雑則

(雑則)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第15条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

5 宇土市男女共同参画推進条例

平成16年3月17日条例第1号

目次

- 前文
- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 男女共同参画に関する施策の推進(第十条―第十四条)
- 第三章 宇土市男女共同参画審議会(第十五条―第十七条)
- 第四章 雑則(第十八条)
- 附則

前文

本市は、海、山に囲まれた豊かな自然と、熊本県のほぼ中央に位置するという交通の利便性を活かして、農林水産業、商工業などの産業がバランス良く発展してきたまちである。また、古い歴史を土台に、先人たちからは物心両面にわたる貴重な文化を受け継いできた。

その一方で、古くからの社会の慣行やしきたりの中で、「男性は仕事、女性は家庭」の言葉に代表される性別による固定的な役割分担意識を色濃く今の社会に受け継いできたことも事実である。

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれているが、男女の人権の尊重に関する認識は十分であるとは言えず、真の男女平等が達成されるには未だ多くの課題が残されている。

また、少子高齢化の進展をはじめとする急速な社会情勢の変化に伴い、人それぞれが多様な生き方を選択する時代を迎え、新しい社会の仕組みを作っていくことが今、緊急かつ重要な課題である。

このような状況を踏まえ、真に豊かで活力ある宇土市を築いていくためには、男女が、これまでの役割にとらわれず、個人としての能力を十分発揮して、社会のあらゆる分野に対等に参画することができる男女共同参画社会を形成していくことが必要である。

ここに、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者がともに協働して男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もつて豊かで活力ある宇土市の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 事業者 市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

四 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によつてその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

一 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

二 社会における制度又は慣行についての配慮 男女が社会における活動を選択する際に、性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないよう配慮されること。

三 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

四 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域及び職場における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにすること。

五 性と生殖に関する権利と健康への配慮 妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されること。

六 国際的協調 男女共同参画の推進に関する国際社会の動向に留意し、国際的な取組と協調して行われること。

(市の責務)

第四条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、施策の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進を図るよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(市、市民及び事業者の協働)

第七条 市、市民及び事業者は、それぞれの主体的な取組み及び相互の連携協力により、男女共同参画の推進を協働して行うものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第八条 何人も、性別を理由とした差別的な行為を行ってはならない。

二 何人も、配偶者間その他の男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為を行ってはならない。

三 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第九条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第二章 男女共同参画に関する施策の推進

(計画の策定)

第十条 市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、広く市民の意見を反映するよう適切な措置を講じるとともに、宇土市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、推進計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。(推進施策)

第十一条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

一 男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるために、広報活動の充実その他の適切な措置を講ずること。

二 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び市民の学習活動において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための適切な措置を講ずること。

三 男女が共に家庭生活と職業生活を両立できるよう、子の養育及び家族の介護その他の必要な支援を行うこと。

四 農林水産業の経営及び商工業等自営業の経営並びにこれらに関連する活動に、男女が共同して参画する機会が確保されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

五 市の審議会等の附属機関における委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

六 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(男女共同参画月間)

第十二条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画月間を設けるものとする。

2 男女共同参画月間は、毎年11月とする。

(苦情等への対応)

第十三条 市長は、男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、宇土市男女

共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があつた場合には、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第十四条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 宇土市男女共同参画審議会

(設置)

第十五条 男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、宇土市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

一 推進計画の策定に関する事項

二 第13条第1項の苦情への対応に関する事項

三 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第十六条 審議会は、委員10人以内をもつて組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。

(委員)

第十七条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

一 学識経験者

二 その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第四章 雑則

(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に策定されている宇土市男女共同参画推進計画は、第10条第1項の規定に基づき策定された推進計画とみなす。

6 男女共同参画に関する世界・国・熊本県・宇土市の動き

年	世界（国連）	日 本	熊 本 県	宇 土 市
昭和 20 年	・国際連合成立	・「衆議院議員選挙法」改正公布		
昭和 21 年		・日本国憲法公布 ・婦人参政権の初の行使		
昭和 50 年	・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」開催		
昭和 51 年	・国連婦人の十年（1976年～1985年） ・ILO事務局に「婦人労働問題担当室」を設置	・「民法」一部改正，施行（離婚復氏制度）		
昭和 52 年		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」策定 ・「国立婦人教育会館」開館	・婦人行政窓口を商工労働水産部労政課に設置	
昭和 53 年		・国内行動計画第1回報告書発行 ・婦人問題企画推進本部ニュース「えがりて」創刊		
昭和 54 年	・国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択			
昭和 55 年	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ・「女子差別撤廃条約」署名式	・「女子差別撤廃条約」署名	・「県婦人問題行政推進会議」設置	
昭和 56 年	・「ILO第156号条約（家族的責任条約）」採択 ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「婦人の意識と実態調査」実施 ・「県婦人問題懇話会」設置	
昭和 57 年		・労働婦人少年局に「男女平等法制化準備室」設置		
昭和 58 年			・「熊本県婦人問題基本計画」策定	
昭和 59 年	・「国連婦人の十年 ESCAP 地域政府間準備会議」開催（東京）			

年	世界（国連）	日 本	熊 本 県	宇 土 市
昭和 60 年	・「国連婦人の十年」世界会議（ナイロビ） （西暦 2000 年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正，施行 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・西暦 2000 年に向けての全国大会開催		
昭和 61 年		・「男女雇用機会均等法」施行	・「女性のための実施計画書」策定	
昭和 62 年		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
昭和 63 年				
昭和 64 年 平成元年		・学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等） ・「パートタイム労働指針」策定		
平成 2 年	・国連婦人の地位委員会拡大会議 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
平成 3 年		・「育児休業法」公布 ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定		・教育委員会生涯活動推進課に婦人対策室設置 ・宇土市女性問題懇話会設置 ・宇土市女性問題行政推進委員会設置 ・「女性に関する市民意識調査」実施
平成 4 年		・「育児休業法」施行		
平成 5 年	・国連世界人権会議（ウィーン） ・国連第 48 回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布，施行	・「女性行政室」に名称変更	・窓口を市民部市民課へ移管し「女性対策室」に名称変更 ・「宇土市職員アンケート調査」実施
平成 6 年	・「開発と女性」に関する第 2 回アジア太平洋大臣会議（ジャカルタ）「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口・開発会議（カイロ）	・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・内閣に「男女共同参画推進本部」設置	・「ハーモニープランくまもと」策定	

年	世界（国連）	日 本	熊 本 県	宇 土 市
平成 7 年	・第 4 回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正, 「育児・介護休業法」公布 ・「ILO156 号条約」批准	・「熊本県農山漁村ビジョン」策定	・宇土市女性問題懇話会が行政への提言書を市長に提出
平成 8 年		・「男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）」発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「女性問題についての県民の意識と実態に関する調査」実施	・「女性がかかえている問題に関する意識調査」実施 ・「宇土市男女平等推進計画」策定
平成 9 年		・「男女共同参画審議会設置法」公布, 施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「介護保険法」公布		
平成 10 年				・「宇土市職員意識調査」実施
平成 11 年	・ E S C A P ハイレベル政府間会議 (バンコク)	・「(改正) 男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正) 育児・介護休業法」施行 ・「児童買春, 児童ポルノ禁止法」公布, 施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布, 施行	・県庁各所属にセクシュアル・ハラスメント相談員を配置	
平成 12 年	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) 「政治宣言」, 「成果文書」採択	・「介護保険法」施行 ・「児童虐待防止法」公布, 施行 ・「ストーカー規制法」公布, 施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女共同参画課」設置 ・県職員の職場での旧姓使用を認める	・所管を「男女共生推進係」に名称変更 ・女性問題懇話会を「男女共同参画社会推進懇話会」に名称変更 ・女性問題行政推進委員会を「男女共同参画社会推進委員会」に名称変更 ・「宇土市民意識調査」実施
平成 13 年		・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」) 公布・施行 ・第 1 回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援施策の方針について」閣議決定 ・「育児・介護休業法」改正, 一部施行	・「熊本県男女共同参画計画ーハーモニープランくまもと 21」を策定 ・「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定 ・「熊本県男女共同参画推進条例」制定	・「宇土市職員旧姓使用取扱要綱」を制定

年	世界（国連）	日 本	熊 本 県	宇 土 市
平成 14 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」開催 ・「(改正) 配偶者暴力防止法」全面施行 ・「(改正) 育児・介護休業法」全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「熊本県男女共同参画推進条例」施行 ・くまもと県民交流館(パレア) 内に「男女共同参画センター」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・宇土市男女共同参画社会推進懇話会が行政への第 2 次提言書を市長に提出 ・「男女共同参画・ジェンダー等に関する職員意識調査」実施
平成 15 年		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「男女共同参画社会の将来像検討会」開催 ・「次世代育成支援対策推進法」公布, 施行 ・「少子化社会対策基本法」公布, 施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・「宇土市男女共同参画推進計画」策定
平成 16 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正, 施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 ・「育児・介護休業法」の改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「宇土市男女共同参画推進条例」公布施行 ・宇土市男女共同参画審議会設置 ・所管を「市民課男女共生推進係」から「自治振興課パートナーシップ推進係」に移管
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「北京+10」(第 49 回国連婦人の地位委員会) 開催・宣言文採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「(改正) 育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「宇土市民意識調査」実施
平成 18 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「熊本県男女共同参画計画－ハーモニープランくまもと 21」(第 2 次) を策定 ・「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅡ～ステップアッププラン～」策定 	

年	世界（国連）	日 本	熊 本 県	宇 土 市
平成 19 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「(改正) 男女雇用機会均等法」施行 ・「パートタイム労働法」改正 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画・ジェンダー等に関する職員意識調査」実施
平成 20 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「(改正) 配偶者暴力防止法」施行 ・男女共同参画推進本部「女性の参加加速プログラム」決定 ・「(改正) パートタイム労働法」改正，施行 ・「次世代育成支援対策推進法」の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（第 2 次）策定 	
平成 21 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「(改正) 次世代育成支援対策推進法」施行 ・「育児・介護休業法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・所管を「自治振興課パートナーシップ推進係」から「総務課パートナーシップ推進係」に移管 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「北京+15」（第 54 回国連婦人の地位委員会）開催・宣言文採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「(改正) 育児・介護休業法」施行 ・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 		
平成 23 年			<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと 21）」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 5 次総合計画後期基本計画」策定 ・第 2 次宇土市男女共同参画推進計画策定
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 		
平成 25 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「ストーカー規制法」改正，施行 		

年	世界（国連）	日 本	熊 本 県	宇 土 市
平成 26 年	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案」採択	・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「(改正) 配偶者暴力防止法」施行	・「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 3 次）」策定 ・「熊本県女性の社会参画加速化会議」設置	
平成 27 年	第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合（ニューヨーク）	・「女性活躍推進法」公布、一部施行 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	・「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定	・「宇土市子ども・育て支援事業計画」策定 ・「宇土市人口ビジョン」及び「宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定
平成 28 年		・「女性活躍推進法」全面施行 ・「育児・介護休業法」改正 ・「ストーカー規制法」改正	・「第 4 次熊本県男女共同参画計画」の策定	・「宇土市特定事業主行動計画」策定
平成 29 年		・「(改正) 育児・介護休業法」施行 ・「(改正) ストーカー規制法」施行		・「宇土市男女共同参画に関する意識調査」実施
平成 30 年				
平成 31 年				・「第 6 次宇土市総合計画」策定 ・第 3 次宇土市男女共同参画推進計画策定

7 宇土市男女共同参画審議会委員名簿

No.	選任分野		氏名	性別
1	九州看護福祉大学	会 長	生野 繁子	女
2	男女共同参画社会づくり地域リーダー	副会長	中 熊 聡	男
3	JA 宇土市女性部	委 員	太田 桂子	女
4	宇土市囑託会連合会	委 員	甲 斐 晃	男
5	宇土市教育委員会	委 員	近 藤 修	男
6	宇土市商工会女性部	委 員	野田 悦子	女
7	公募	委 員	東 喜美子	女
8	宇土市PTA連合会	委 員	藤吉 修浩	男
9	宇土市地域婦人会連絡協議会	委 員	堀 川 忍	女
10	宇土人権擁護委員協議会	委 員	山本 多美男	男

※ 五十音順（会長・副会長を除く）、敬称略。

8 計画策定経緯

年月日	内容
平成 29 年 11 月～12 月	・「宇土市男女共同参画に関する意識調査」実施
平成 30 年 9 月 7 日	・平成 30 年度 男女共同参画審議会開催（第 1 回） ・第 3 次計画策定について諮問
平成 30 年 11 月 13 日	・平成 30 年度 男女共同参画審議会開催（第 2 回）
平成 30 年 12 月 3 日～14 日	・パブリックコメント実施
平成 31 年 1 月 18 日	・平成 30 年度 男女共同参画審議会開催（第 3 回）
平成 31 年 2 月 6 日	・第 3 次計画策定について答申

第3次宇土市男女共同参画推進計画

平成31年3月

発行 宇土市

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51

電話番号：0964-22-1111（代表） ファックス番号：0964-22-2928

<http://www.city.uto.kumamoto.jp/>

